

第5 消費生活協同組合の指導・監督について

1 生協行政の基本的考え方について【資料P149参照】

消費生活協同組合（消費生活協同組合連合会を含む。以下「組合」という。）は、

- ・組合員が出資をし、
- ・組合員が組合員の生活の文化的経済的改善向上のための事業や助け合い活動を行い、
- ・組合員が利用する、

一定の地域又は職域での人と人とのつながりによる非営利の協同組織である。

組合は互助の組織として、組合員の暮らしを支える事業や、組合員による助け合い活動（以下「組合員活動」という。）等を行っており、こうした取組を通じて地域や職域のコミュニティづくりに寄与してきたところである。

- ① 購買事業（店舗・宅配による食品等の供給、移動販売車による買い物弱者支援や個配又は配食時の高齢者見守りなど）
 - ② 医療福祉事業（病院・診療所、介護事業所、生活困窮者自立支援関係事業所、保育所、サービス付き高齢者向け住宅・介護事業所・サロン・レストランなどの複合施設など）
 - ③ 共済事業（火災共済、自然災害共済など）
- また、社会的、公共的役割として、
- ④ 組合員等の支援（家事援助、移動支援、子育て支援活動、配食ボランティア、食事会による交流など）
 - ⑤ 被災者の支援（救援物資の供給、支援人材の派遣、支援募金など）
 - ⑥ 助成活動（先進的な福祉的活動を行う社会福祉法人やNPO法人などを対象）
 - ⑦ 障害者の雇用（店舗・配送センターなど）

といった取組を行っているところである。

組合の指導・監督にあたっては、このような組合の基本的性格及び事業や組合員活動の状況等、組合についての理解を十分に深めた上で行うことが肝要である。

各都道府県におかれては、所管する組合の運営状況を十分に把握していただき、消費者行政といった観点に止まることなく運営実態に即した助言・指導をお願いする。

2 適正な運営管理及び事業の健全な運営について

ア 組織の管理・運営について

運営上問題のある組合については、

- ① 理事会が適正に機能しておらず、専務理事と事務局職員といった一部の者が実質的な運営を行っている
- ② 事務局の事務処理態勢が脆弱なため、生協法令に則った適正な事務が行われていない
- ③ 内部監査が行われていないことに加え、監事監査が形式的なものとなっているため、運営の適正化など牽制機能が働いていない

といった状況にあることが多い。

組合は、組合員に最大の奉仕をすることを目的とする組織であることから、上記①のような状況は極めて不適切である。理事会は、組合の業務の執行を決定する権限を有していることから、検査などにおいて理事会の運営状況や執行役員等からの理事会への報告状況などを確認し、必要な助言・指導をお願いする。

また、上記②のような組合に対しては、事務局体制や適正な事務処理について丁寧な助言・指導をお願いする。

さらに、上記③のような組合に対しては、監事監査において、会計知識のある監事による会計監査のみならず業務監査を実施するとともに、監事の理事会への出席による助言等を通じ、健全性の確保が図られるよう、助言・指導をお願いする。

イ 共済事業に係る留意点について

共済事業については、少子高齢化や人口減少等に伴い契約件数の減少や共済金の支払い額の増加といった影響が生じることが考えられることから、中長期的な視点で事業運営への影響について検証し、共済契約者（組合員）に不当な不利益が生じないように、対応するよう助言・指導をお願いする。

また、高齢の組合員等に対しては、共済金の未払い等の問題が生じないように、まずは共済契約や契約更新時において丁寧な説明を行うとともに、共済金受取人に代わって代理人が請求することができるような手続の普及や高齢の共済契約者等の連絡先の定期的な確認等について、助言・指導をお願いする。

ウ 購買事業等に係る留意点について

購買事業等については、人口減少・少子高齢化対策にも資するよう、離島その他交通不便の地域における買い物弱者支援の観点から、法令で定められた利用分量の範囲内で積極的に員外利用許可を行うなどの御配慮をお願いする。なお、員外利用については、店内表示など防止対策も必要であるので、念のため申し添える。

また、公正取引委員会が1月31日に公表した「大規模小売業者との取引に関する納入業者に対する実態調査」によると、一部の組合が納入業者との取引において、協賛金等の負担の要請、返品、取引の対価の一方的決定（買ったたき）等問題となり得る行為を行っている状況が認められた。各都道府県における組合の監督・指導等に当たり、留意願いたい。

エ 法人を対象とする購買事業について

購買事業は自然人たる組合員を対象とする小売を原則としており、法令の規定に該当する場合に限り、例外的に組合員ではない個人への小売や法人への卸売が認められているにすぎない。

近年、組合が法令に規定されていない子会社等の法人を対象とする卸売を行っている例が見受けられることから、各都道府県におかれても御留意いただくようお願いする。

オ 不詳事案について

厚生労働省所管組合においては、近年、次のような「不詳事案」が発生している。

- ・ 共済事業を行う組合において、他人の名義による架空の共済契約が締結された事例や、共済の募集人ではない者による共済の募集行為が行われた事例。
- ・ 購買事業を行う組合において、特定の職員が会計処理を行い不正な処理が行われた事例。

このような事例に限らず、「不詳事案」が発生した場合には、発生した原因を明らかにし、再発防止策の作成とその着実な実施を徹底していただくようお

願います。

カ その他

これらのほか、財務状況が悪化している組合については、組合員が不利益を被ることのないよう十分な配慮と必要な助言・指導をお願いする。都道府県としての対応方針に判断がつかかねる場合などは厚生労働省に照会されたい。

3 事業及び組合員活動における地域共生社会の実現に向けた取組について

人口減少、少子高齢化、家族や地域社会の変容などにより地域の支え合いが失われつつあり、人と人とのつながりを育て、多様性を尊重し包括する「地域共生社会」の実現が重要な課題となっている中、互助組織である生協が助け合いの輪を拡げることや、地域社会の困りごとに対応できるよう、事業や組合員活動を積極的に実施することが期待される。

組合は、今後特に、自治体、関係事業者・団体、自治会、ボランティア団体などとの連携・協力関係を強化して、今後の高齢者の介護や日常生活支援、子育て支援、生活困窮者支援等を充実する重要な即戦力となり得る。

昨年8月には、組合が行う様々な取組の中から、地域福祉の先駆的な取組について10の事例を取りまとめ、都道府県等に配布したところである。各都道府県におかれては、組合の医療や福祉の取組に対する理解を深めると共に、日々の暮らしを支えるという組合の「やる気」に対し、適切に評価していただき、都道府県内の関係部署や関係市町村とも連携の上、協力関係の構築はもちろん、お示しした事例にあるような取組の活用について、積極的な検討をお願いする。

4 平成30年度消費生活協同組合行政担当者全国会議の開催について

平成30年度においても、今年度と同様に、5月頃を目処に、組合の健全な運営の確保、育成等の観点から、各都道府県の担当者を対象とする全国会議を開催することとしているので御了知願いたい。

5 消費生活協同組合（連合会）実態調査について

本調査は、全国の組合の事業や組合員活動等の実施状況に関する実態を把握するため毎年度実施しており、平成30年度においても各都道府県及び組合に御協力いただき実施する予定であるので、引き続き御協力いただくようお願いする。

なお、本年度の調査結果については、集計業務終了後速やかに公表することとしているので、予め御了知願いたい。

6 消費税の軽減税率制度について

消費税の引上げ時期が平成31年10月1日に予定されており、これに伴い、消費税の軽減税率制度も導入されることとなるので御了知願いたい。

また、これに伴う関係制度等の動向について引き続き御留意いただくようお願いする。

7 組合役員の欠格条項の見直しについて

組合役員の資格については、消費生活協同組合法第29条の3第1項第2号において、「成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者」については、役員となることができないとされているが、平成28年5月13日に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律等を踏まえ、関係省庁において成年被後見人の権利を制限する措置（いわゆる欠格条項）の見直しを検討しているところであるので、御留意されたい。

8 政治的中立の確保について

組合の政治的中立の確保については、消費生活協同組合法第2条第2項において、「組合は、これを特定の政党のために利用してはならない」と規定されているところである。組合が法の趣旨を十分尊重し、政治的中立の観点から批判や誤解を招くことや、特定の政党を支援しているかのような疑念を持たれることのないよう引き続き厳正な指導をお願いする。

9 組合に対する厚生労働大臣表彰について

組合及び組合役員に対する厚生労働大臣表彰については、5年毎に実施しており、各都道府県におかれては、候補者の推薦、被表彰者への連絡等のご協力をお願いしているところである。平成30年度の表彰は10月頃を予定しており、実施要領等については後日通知することとしているので、御了知願いたい。

1 全国民生委員児童委員大会について

平成 30 年度の全国民生委員児童委員大会は、沖縄県において開催することとしているので、ご承知おき願うとともに、管内市町村等への周知をお願いしたい。

【第 87 回全国民生委員児童委員大会】

開催日：平成 30 年 9 月 27 日（木）～28 日（金）

会 場：沖縄コンベンションセンター ほか（宜野湾市）

2 「公的住宅の供給等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」について

平成30年1月23日付けで、総務省による「公的賃貸住宅の供給等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」が行われた。

同勧告では、「緊急に住居を確保する必要がある低額所得者への対応」についての所見があり、その中では「都道府県等の住宅部局及び自立支援部局に対して、一時生活支援事業における公営住宅の活用例等を周知すること。（国土交通省、厚生労働省）」とされている。

一時生活支援事業は、ホームレス自立支援センターやシェルター等の宿泊施設において、衣食住を提供するものであるが、宿泊施設の確保に当たっては、シェルター借り上げ方式としてホテルや旅館・アパート等を一室単位で借り上げる方式を対象に含めている。

公営住宅についても、公営住宅法に基づく目的外使用の要件に合致する場合は、一時生活支援事業における宿泊施設として活用が可能であるので、住宅部局等の関係部局と連携頂き、適切に対応頂けるようご留意頂きたい。

また、国土交通省に対しては、併せて「都道府県等の住宅部局に対し、自立支援部局から一時生活支援事業に係る公営住宅の空き住戸の提供に関する相談・依頼があった場合には、管理する公営住宅の状況等を踏まえて適切に対応するよう要請すること。」とされているので、併せて連絡する。

なお、今後、国土交通省と連携し、勧告を踏まえた対応を行うこととしているので、その動向に留意頂きたい。

【参考】

○平成29年度の一時生活支援事業において、公営住宅を宿泊場所として活用した自治体
2自治体（東広島市、庄原市）

○公的住宅の供給等に関する行政評価・監視結果に基づく勧告（平成30年1月総務省）（抄）

3 公営住宅への入居希望者及び入居者に対する的確な対応等

(1)住宅に困窮する者の円滑な入居の促進

イ 緊急に住居を確保する必要がある低額所得者への対応

【所見】

したがって、国土交通省及び厚生労働省は、緊急に住居を確保する必要がある低額所得者への支援を充実させる観点から、次の措置を講じる必要がある。

- ① 都道府県等の住宅部局及び自立支援部局に対して、一時生活支援事業での公営住宅の活用例等を周知すること。（国土交通省、厚生労働省）
- ② 都道府県等の住宅部局に対し、自立支援部局から一時生活支援事業に係る公営住宅の空き住戸の提供に関する相談・依頼があった場合には、管理する公営住宅の状況等を踏まえて適切に対応するよう要請すること。（国土交通省）

○「解雇等により住居の退去を余儀なくされる者の公営住宅への入居について」（抄）
（平成20年12月18日国住備第85号）国土交通省住宅局長から各都道府県知事あて

第一 公営住宅の目的外使用について

事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）（以下「補助金適正化法」という。）第22条の規定に基づく承認を得た上で、離職退去者へ一定期間における一時的な居住の場を確保するため、当該者に公営住宅を目的外使用させることができる。

事業主体は、目的外使用させる場合であっても、当該住宅の使用状況を把握すること等適正かつ合理的な管理を行うよう努めること。

目的外使用に係る国土交通大臣の承認については以下のように取り扱う。

一 次に掲げるすべての要件に該当する場合には、公営住宅を離職退去者に目的外使用させたときから一ヶ月以内に、別記様式により地方整備局長等（補助金適正化法第26条第1項の規定により国土交通大臣の権限を委任された地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長をいう。）に事後報告することをもって、同法第22条に規定する承認があったものとして取り扱う。
（中略）

二 一の基準に該当しないものであっても、不安定就労者であることからネットカフェ等など住居以外の場で生活を営んでいる等の特別な事情がある場合においては、地方整備局長等の承認を得て目的外使用することができる。

第二 優先入居の取扱について

第一の一①の要件を満たす離職退去者については、その住宅に困窮する実情に応じて、地域の住宅事情、ストックの状況等を総合的に勘案して、事業主体の判断により、優先入居の取扱を行うことが可能であること。

（以下略）

「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について

1. 現状

- 少子高齢・人口減少、地域社会の脆弱化等、社会構造の変化の中で、人々が様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。
- 「地域共生社会」の実現に向け、昨年の通常国会で成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」(平成29年法律第52号)による改正社会福祉法に基づき、市町村における包括的な支援体制の整備等を推進。(平成30年4月1日施行)
- 改正社会福祉法の円滑な施行に向け、昨年12月に、「市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」(平成29年厚生労働省告示第355号)を策定・公表するとともに、関連通知(※)を发出。
※①社会福祉法改正の趣旨、②社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針に関する補足説明、③社会福祉法改正による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン等を内容とする

2. 今後の取組

- 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり強化のため、自治体の創意工夫ある取組を支援するモデル事業を実施。(平成30年度予算案26億円)
(平成29年度は85自治体で実施)
- モデル事業の実施を通じ、課題や論点等を整理しつつ、全国的な体制整備に向け成果を発信していく。
- 併せて、包括的な支援体制の整備促進のため、地域福祉(支援)計画の見直し、策定を自治体に促していく。

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立
- 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の发出

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「我が事・丸ごと」の地域づくり・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(＊)

(＊) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 附則において、法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(概要)

(平成29年12月12日付けき号1212第1号・社援発1212第2号・老発1212第1号、厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

はじめに(P1~7)

○地域共生社会の実現が必要

- ・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。
- ・地域共生社会の考え方と地域福祉推進の目的は相通ずるものであり、地域福祉の推進が求められている。
- ・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとりにまとめた考え方の重要性・必要性に変わりはない。
- ・他方、地域力強化検討会 最終とりまとめで示された5つの視点(①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造)を重視しながら取組を推進していく必要。
- ・地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

第一 社会福祉法改正の趣旨について(P8~12)

(1)法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会が「与えられる」→「確保される」)	(5)法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へとつなぐ)
(2)法第4条第2項関係(地域福祉の推進の理念の明確化(地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する))	(6)法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))
(3)法第5条関係(福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携)	(7)法第107条、第108条関係(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実(努力義務化、記載事項の追加等))
(4)法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)	

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(P13~28)

1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項	(1)実施内容 (2)留意点
4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について 82	

社会福祉法百六条の三第二項に基づき
つく指針(大臣告示)の補足説明

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29~52)

1 市町村地域福祉計画	(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項 (2)計画策定の体制と過程
2 都道府県地域福祉支援計画	(1)支援計画に盛り込むべき事項 (2)支援計画の基本姿勢 (3)支援計画策定の体制と過程

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(法第106条の3第1項関係)(P13~28)

- 1から3は、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。また、それぞれ「点」として個々に実施するのではなく、「面」として連携させて実施していくことが必要。
- 地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

住民に身近な圏域※	<p>1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項 (法第106条の3第1項第1号関係) <P13~22></p> <p>2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項 (法第106条の3第1項第2号関係) <P22~25></p> <p>(※) 地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備 ● 地域住民等に対する研修の実施 ● 地域の課題を地域で解決していくための財源等(地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働等)
市町村域	<p>3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項 (法第106条の3第1項第3号関係) <P25~28></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議) 例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法 例2: 地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法 例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法 例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知(担い手、場所、役割等) ● 地域の関係者(民生委員・児童委員、保護司等)等との連携による地域生活課題の早期把握 ● 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築(3の支援体制と連携)
都道府県域	<p>4 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について <P28></p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援 ● その際、協働の中核を担う機能が必要(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議) <展開の例> ・ 地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意識した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。 ・ 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な圏域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら中核を担う場合に見られる。 ・ 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手 ● 支援に関する協議及び検討の場(既存の場の拡充、新たな場の設置等) ● 支援を必要とする者の早期把握(2の体制や地域の関係者、関係機関との連携) ● 地域住民等との連携(公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働)

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29~52)

1 市町村地域福祉計画<P29~42>

(1) 市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P29~33>

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)
- ⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2) 計画策定の体制と過程(主な項目)

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

<計画策定の体制と過程に関する追加内容等>

- ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること
- ・他の計画との調和を図る具体的方法の例(見直しの時期を揃える、一体的に策定する等)

2 都道府県地域福祉支援計画<P43~52>

(1) 都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P43~47>

- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

- ② 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③ 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④ 福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤ 市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
- ⑥ その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2) 支援計画の基本姿勢

(3) 支援計画策定の体制と過程

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

- ・福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用
- ・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮(必要に応じ分科会、WGを設置) など

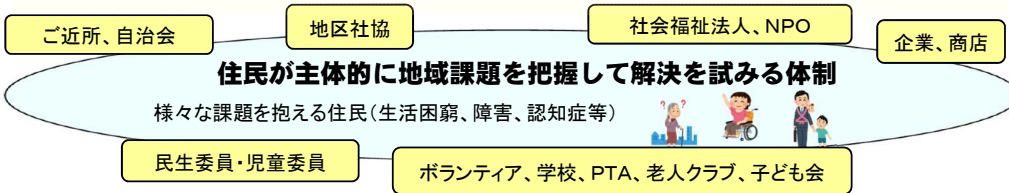
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成30年度予算案 26億円

実施主体:市町村(150か所程度)都道府県可
(前年度予算額20億円(100か所程度))

(1) 地域力強化推進事業(補助率3/4)

- 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援

[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ

[2] 地域の課題を「丸ごと」受け止める場(※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

- 市町村レベルにおいて「我が事・丸ごと」の地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

*下線部分は平成30年度新規

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

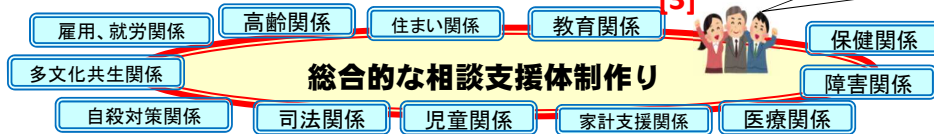
世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りの推進。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業(補助率3/4)

- 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員

世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)【概要】

(参考1)

「地域共生社会」とは

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改革】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改革】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改革】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化:高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改革・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源(耕作放棄地、環境保全など)と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年:介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆ 市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆ 共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年:

- ◆ 介護・障害報酬改定:共生型サービスの評価 など
- ◆ 生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降:

- ◆ 更なる制度見直し
- ◆ 2020年代初頭:全面展開

【検討課題】

- ① 地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援策(制度のあり方を含む)
- ② 保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③ 共通基礎課程の創設 等

地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会 (地域力強化検討会) 構成員名簿

構成員氏名	所属	構成員氏名	所属
相田 義正	板橋区民生児童委員協議会 会長	土屋 幸己	公益財団法人さわやか福祉財団 戦略アドバイザー
朝比奈 ミカ	中核地域生活支援センターがじゅまる センター長	中 恵美	金沢市地域包括支援センターとびうめ センター長
大原 裕介	社会福祉法人ゆうゆう 理事長	永田 祐	同志社大学社会学部社会福祉学科 准教授
奥山 千鶴子	特定非営利活動法人びーのびーの 理事長	野澤 和弘	毎日新聞 論説委員
越智 和子	社会福祉法人琴平町社会福祉協議会 常務理事・事務局長	◎原田 正樹	日本福祉大学 学長補佐
片山 睦彦	藤沢市 福祉部長	福本 怜	下関市保健部長・下関市立下関保健所 所長
勝部 麗子	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 福祉推進室長	藤山 浩	島根県中山間地域研究センター 研究統括監
鴨崎 貴泰	特定非営利活動法人 日本ファンドレイジング協会 事務局長	堀田 聡子	慶應義塾大学大学院健康マネジメント研究科 教授
菊本 圭一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事	前田 小百合	三重県立志摩病院 地域連携センター長
櫛部 武俊	一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表	横山 美江	社会福祉法人武蔵野市民社会福祉協議会 主任 前 武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 主任 第一層生活支援コーディネーター

(敬称略・50音順)
(◎は座長)

地域力強化検討会中間とりまとめ(平成28年12月26日)の概要 ～従来の福祉の地平を超えた、次のステージへ～

【現状認識】

- ・少子高齢・人口減少
→地域の存続の危機
- 人、モノ、お金、思いの循環が不可欠
- ・課題の複合化・複雑化
- ・社会的孤立・社会的排除
- ・地域の福祉力の脆弱化

【進めている取組】

- ・地方創生・地域づくりの取組
- ・生活困窮者自立支援制度による包括的な支援

【今後の方向性】

- 地域づくりの3つの方向性⇒互いに影響し合い、「我が事」の意識を醸成
 - ①「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的・積極的な取組の広がり
 - ②「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで活動する住民の増加
 - ③「一人の課題」について解決する経験の積み重ねによる誰もが暮らしやすい地域づくり
- 生活上生じる課題は介護、子育て、障害、病気等から、住まい、就労、家計、孤立等に及ぶ⇒**くらしとしごとを「丸ごと」支える**
- 地域の持つ力と公的な支援体制が協働**して初めて安心して暮らせる地域に

1. 「住民に身近な圏域」での「我が事・丸ごと」

○他人事を「我が事」に変える働きかけをする機能が必要【1】

- ・「どのような地域に住みたいか」を話し合える土壌
- ・「楽しい」「やりがいがある」取組への地域住民の参加
- ・「深刻な状況にある人」に対し「自分たちで何かできないか」と思える意識

○「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場を設けるべき【2】

- ・表に出にくい深刻な状況にある世帯に早期に気付けるのは住民
- ・しかし、支援につなげられる体制がなければ、自ら解決するか、気になりながらも声をあげることができないままにせざるを得ない
- ・例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

2. 市町村における**包括的な相談支援体制**

- ・住民に身近な圏域で把握された「丸ごと」の相談に対応
- ・多様・複合課題⇒福祉のほか、医療、保健、雇用・就労、司法、産業、教育、家計、権利擁護、多文化共生等多岐にわたる連携体制が必要
- ・制度の狭間⇒地域住民と協働して新たな社会資源を見つけ出し、生み出す

○協働の中核を担う機能が必要【3】

- ・例えば、生活困窮に関わる課題は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関。自立相談支援機関が設置されていない自治体や生活困窮以外の課題は、「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(28年度5億円)
- ※ 平成28年度に26自治体が実施。自立相談支援機関、地域包括支援センター、社協、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政と、様々な機関に置かれている。

3. 地域福祉計画等法令上の取扱い

○地域福祉計画の充実

- ・1、2の「我が事・丸ごと」の体制整備を記載
- ・地域福祉計画策定を義務化、PDCAサイクル徹底すべき
- ・地域福祉計画の上位計画としての位置づけ

○地域福祉の対象や考え方の進展を社会福祉法に反映すべき

- ・福祉サービスを必要とする⇒就労や孤立の解消等も対象
- ・支え手側と受け手側に分かれぬ(一億プラン)

○守秘義務に伴う課題⇒法制的な対応を含め検討

- ・守秘義務を有する者が、住民の協力も得ながら課題解決に取り組む場合、住民との間で個人情報の共有が難しい。

4. 自治体等の役割

○自治体組織も、福祉部局の横断的な体制、保健所等も含めた包括的な相談体制の構築を検討すべき

- どのような形で作るかは、自治体により様々な方法
- 分野ごとの財源⇒柔軟な財源の活用や、別途の財源の議論など、財源のあり方等について具体的に検討すべき。

地域力強化検討会最終とりまとめ(平成29年9月12日)の概要 ～地域共生社会の実現に向けた新たなステージへ～

総論(今後の方向性)

- ◆ 地域共生が文化として定着する挑戦
- ◆ 専門職による多職種連携、地域住民等との協働による地域連携
- ◆ 「点」としての取組から、有機的に連携・協働する「面」としての取組へ
- ◆ 「待ち」の姿勢から、「予防」の視点に基づく、早期発見、早期支援へ
- ◆ 「支え手」「受け手」が固定されない、多様な参加の場、働く場の創造

各論1 市町村における包括的な支援体制の構築

[1] 他人事を「我が事」に変えていくような働きかけをする機能

- 3つの地域づくりの方向性の促進に向けた取組の例
 - ・ 福祉、医療、教育、環境、農林水産、観光などの各分野における場や人材(地域の宝)とつながる。分野を超えた協働を進めるとともに、分野を超えた協働を進めていく役割を果たす人を地域の中から多く見つけていく。
 - ・ 障害や認知症、社会的孤立等に関して学ぶことを通じ、地域や福祉を身近なものとして考える福祉教育の機会を提供する。
 - ・ 地域から排除されがちな課題であっても、ソーシャルワーカーが専門的な対応を行う中で、徐々に地域住民と協働していくといった取組を積み重ねる。そうした取組を当事者のプライバシー等に配慮した上で広く知ってもらう。
- 地域づくりを推進する財源等の例
 - ・ 事業の一体的な実施による各分野の補助金等の柔軟な活用、共同募金におけるテーマ型募金や市町村共同募金委員会の活用、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人の地域公益的取組、企業の社会貢献活動等

[2] 「複合課題丸ごと」「世帯丸ごと」「とりあえず丸ごと」受け止める場

- 住民に身近な圏域での「丸ごと」受け止める場の整備にあたっての留意点
 - ・ 担い手を定め、分かりやすい名称を付けるなどして、広く住民等に周知。
- 例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法
- 例2: 地域包括支援センターのプラチナを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法
- 例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法
- 例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法
- ・ 民生委員、保護司等の地域の関係者から、情報が入る体制を構築する。

[3] 市町村における包括的な相談支援体制

- 市町村における包括的な相談支援体制の構築にあたっての留意点
 - ・ 支援チームの編成は、本人の意思やニーズに応じて新たな支援者を巻き込む。
 - ・ 支援チームによる個別事案の検討や、資源開発のための検討の場については、①地域ケア会議などの既存の場の機能拡充、②協働の中核を担う者が既存の場に出向く、③新設する等の対応が考えられる。
 - ・ 生活困窮者支援の実践で培われた、働く場や参加の場を地域に見出していき、福祉の領域を超えた地域づくりを推進

各論2「地域福祉(支援)計画」

- 各福祉分野に共通して取り組むべき事項の例
 - ・ 福祉以外の様々な分野(まちおこし、産業、農林水産、土木、防災・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
 - ・ 高齢、障害、子ども等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野
 - ・ 制度の狭間の問題への対応のあり方
 - ・ 共生型サービスなどの分野横断的な福祉サービスの展開
 - ・ 居住に課題を抱える者・世帯への横断的な支援のあり方
 - ・ 市民後見人の養成や活動支援、判断能力に不安がある人への金銭管理、身元保証人など、権利擁護のあり方
 - ・ 高齢者、障害者、児童に対する統一的な虐待への対応や、家庭内で虐待を行った介護者・養育者が抱えている課題にも着目した支援のあり方
 - ・ 各福祉分野・福祉以外の分野の圏域の考え方・関係の整理
 - ・ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
 - ・ 役所内の全庁的な体制整備
- 計画策定に当たっての留意点
 - ・ 狭義の地域福祉計画の担当部局のみならず、計画策定を通して、部局を超えた協働の仕組みができるような体制をとる。
 - ・ 他の福祉に関する計画との調和を図る方法として、計画期間をそろえる、一体的に策定するなどの方法が考えられる。
 - ・ 成年後見、住まい、自殺対策、再犯防止等の計画と一体的に策定することも考えられる。

各論3「自治体、国の役割」

- 市町村→包括的な支援体制の整備について、責任をもって進めていく。地域福祉計画として関係者と合意し、計画的に推進していくことが有効。
- 都道府県→単独の市町村では解決が難しい課題への支援体制の構築、都道府県域の独自施策の企画・立案、市町村への技術的助言
- 国→指針等の作成で終わることなく、「我が事・丸ごと」の人材育成、プロセスを重視した評価指標の検討、財源の確保・あり方についての検討

コミュニティソーシャルワーカーが支える住民主体の地域活動(大阪府豊中市)(参考3)

自治体概要※

人口 403,952
面積 36.38km²
小学校数* 41
中学校数* 18
※2017年4月1日現在
*市立のみ

- 小学校区ごとに設置した「校区福祉委員会」(地域住民が活動の中心)において、ごみ屋敷など、なんでも相談を通じて把握した課題を地域住民とともに解決を図る。
- 社会福祉協議会(生活困窮者自立支援制度の自立相談支援の委託も受ける)のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)が、専門的観点からサポート。

住民に身近な地域での取組

◎校区福祉委員会

- 小学校区ごとに設置された自主ボランティア組織
- 校区内の福祉問題を解決するために、地域の各種組織の協力を得て活動
- 配食サービス、ミニデイサービス、サロン事業、ボランティアの育成・登録等を実施



豊中あぐり

◎福祉なんでも相談窓口(地域福祉の活動拠点)

- ボランティア(校区福祉委員、民生・児童委員)がどのような相談でも受け止める。

◎CSW(コミュニティソーシャルワーカー)

- 市社会福祉協議会のCSWが専門的観点から住民活動をサポート
- 住民と協働しながら、地域のニーズを把握
- 必要に応じて、関係機関や広域のネットワーク会議等につなぐ



住民・専門職によるアウトリーチ(ローラー作戦)

市レベルでの取組

地域包括ケアシステム推進総合会議(市全域)

・多分野の相談支援機関の課題共有、しくみづくりの場

警察

消防

民生・児童委員

校区福祉委員

86

地域福祉ネットワーク会議(日常生活圏域:市内7地域)【高齢部会・障害部会・子ども部会】

- 専門職、高齢・障害・児童の施設事業所、地域住民、民生委員・児童委員などが参加
- ワークショップなどを通じた課題共有・地域連携の場

「まちの保健室」を拠点としたワンストップ相談（三重県名張市）

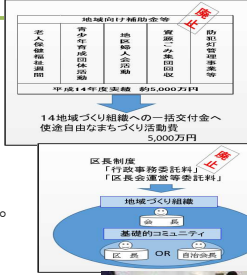
自治体概要※
人口 79,357
面積 129.77km²
小学校数* 14
中学校数* 5
※2017年9月1日現在
*市立のみ

- 複合的な生活課題（高齢者、就労支援、子ども、健康、障害者、空き家、DV、自殺、生活困窮者、消費者被害、認知症、難病、教育、子どもの貧困等）を抱える人の相談に、まちの保健室（地域包括支援センターのランチを拠点とした相談窓口）がワンストップ窓口として機能するよう体制を整備。（小学校圏域に市内15か所）
- 直営の地域包括支援センターに配置されたエリアディレクターが地域の課題を検討する各種会議等を通じて、関係機関のネットワーク（エリアネットワーク）の強化を促進する。

住民に身近な地域での取組

◎地域づくり組織

- 区長制度を廃止し、市内15の地域の「地域づくり組織」に整理。
- 市から「地域づくり組織」に対し使途自由な「ゆめづくり地域交付金」（既存の地域向け各種補助金を一括交付金化）を交付。住民が「自ら考え、自ら行う」まちづくりが活発化。



◎まちの保健室（地域支援事業・地域力強化推進事業）

- 身近な健康づくり、地域福祉活動の拠点として2005年（平成17年）度から開設。地域づくり組織と連動するよう市内15か所に設置し、医療福祉の専門職を2～3名ずつ配置。（地域包括支援センターのランチ）



● まちの保健室の業務

- ① あらゆる世代を対象とした、健康・福祉の総合相談
- ② 見守り・支援ネットワークづくり（地域づくり組織などの協働）
- ③ 健康づくり・介護予防

◎おじゃまる広場（つつじが丘地区）

- 地域住民主催の子育て広場が市内全域に展開。高齢者や障害者が、子育て支援にボランティアとして参画し活躍。子どもも高齢者や障害者に元気を与えて活躍。



「おじゃまる広場」の光景



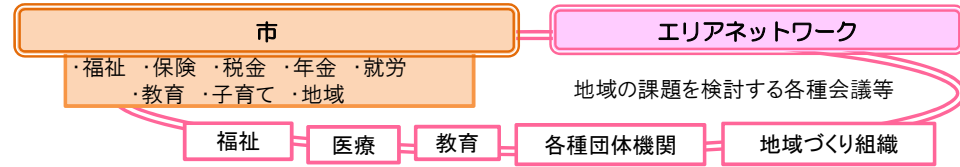
エリアディレクター（相談支援包括化推進員）

◎エリアディレクター

- 市役所本庁の地域包括支援センターに配置された社会福祉士（3名）が、関係機関等との連携を強化しながら、複合的な課題に対し、必要な支援をコーディネート。

作成：厚生労働省

市レベルでの取組



「まちづくりセンター」を拠点とした身近な地区における包括的支援体制（東京都世田谷区）

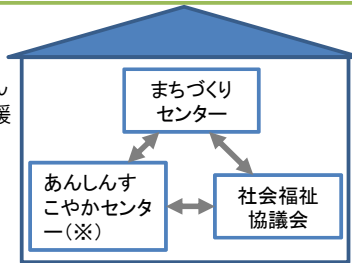
自治体概要※
人口 896,057
面積 58.05km²
小学校数* 62
中学校数* 29
※2017年4月1日現在
*区立のみ

- 地域活動を支援するまちづくりセンターと、地域包括支援センターであるあんしんすこやかセンター、地域資源開発の担い手である社会福祉協議会の三者の一体整備により、三者が連携して身近な地区での福祉の相談と参加と協働による地域づくりを推進。
- 三者が相談を受け止め、必要に応じて区内の5か所の総合支所や本庁、関係機関と連携して対応。

住民に身近な地区での取組

◎まちづくりセンターでの三者の一体整備

- 区内27か所（日常生活圏域毎）のまちづくりセンター（地域活動の支援）と、あんしんすこやかセンター（※地域包括支援センター）、社会福祉協議会（生活支援コーディネーター等）の一体整備を推進し、三者の連携を強化。
- 三者が持つ地域づくりのノウハウ、地域の人材や資源等を共有して、
 - ① 身近な地区で福祉の相談を受ける仕組みづくり
 - ② 身近な地域で支え合う活動の創出やネットワークづくりに取り組み、地域の課題を地域の力で解決していく。



三者の一体整備（上馬まちづくりセンター）

◎三者連携会議

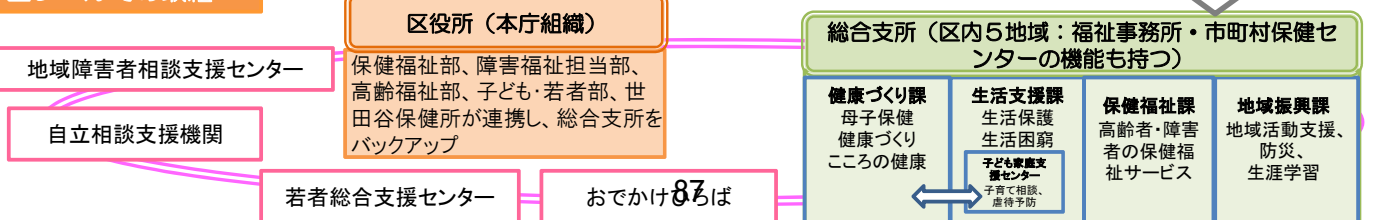
- 三者の運営や地区活動等に関する情報の共有や地区の課題解決に向けた検討を行う。

◎地区アセスメント

- 地区の社会資源、住民ニーズ、生活課題の把握とそれに基づく取組を検討・実施



区レベルでの取組



作成：厚生労働省

「なごみの家」を核とした包括的な支援体制の構築 (東京都江戸川区)

自治体概要※
人口 694,931
面積 49.09km²
小学校数* 71
中学校数* 33
※2017年8月1日現在
*区立のみ

- 高齢者だけでなく、全世代を対象として、包括的な支援を行うことができるよう、①相談機能、②居場所機能、③ネットワークづくりの機能を有する「なごみの家」を区内4か所に設置している。(最終的に15か所の整備を計画)
- 暮らしごと相談室(生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関)をはじめとした区の相談支援機関が連携(バックアップ)している。

住民に身近な地域での取組

◎なごみの家

● 江戸川区社会福祉協議会が2016年5月に区内3か所に設置して取組がスタート(区の補助事業)し、現在は4か所(2017年8月末時点)。2025年までに15か所^(※)の整備を計画。



なごみの家 小岩

- 運営に携わるのは、区社会福祉協議会のCSW(コミュニティソーシャルワーカー)、看護師、地域ボランティア



出所: 広報えどがわ 2016年5月10日号

- 「なごみの家」のエリアごとに「地域支援会議」^(※)を開催し、CSWの戸別訪問や会議メンバーが地域で活動する中から抽出された地域課題を出し合い、解決方策(例: 不足している地域資源の創出等)を検討。

(※)3か月に1回程度開催。メンバーは、地元町会や民生・児童委員、医師会等の医療機関、介護事業者、地域包括支援センター、NPO、ボランティアなど。40~50人程度の参加がある。

- なごみの家の主な機能は以下の3つ
 - ① **なんでも相談** (必要に応じてアウトリーチで相談に応じる)
 - ② 子どもから高齢者まで **誰でも集える交流の場**
子どもの学習支援や子ども食堂の会場にもなっている。
 - ③ **地域のネットワークづくり**

区レベルでの取組

相談支援機関

区役所、暮らしごと相談室(生活困窮者支援) 熟年相談室(地域包括支援センター) 子ども家庭支援センター、障害者支援ハウス 地域活動支援センター

その他関係機関

地域: 町会・自治会 医療: 医師会など
住まい: 不動産事業者など
生活支援: NPO、民間事業者など
健康・生きがい: 人生大学、健康サポートセンターなど
介護: 介護事業者など
地域ボランティア: 民生・児童委員、ボランティアなど
福祉: 障害福祉事業所、子ども関係など

作成: 厚生労働省

活発な地域福祉活動と「丸ごと」相談を組み合わせた総合的な支援体制 (山形県山形市)

自治体概要※
人口 252,120
面積 381.58km²
小学校数* 36
中学校数* 15
※2017年9月1日現在
*市立のみ

- 市内30地区を事業実施単位として、住民に身近な地域での居場所・活動拠点を設置し、住民からの困りごと等に対応する相談体制の整備を目指す。
- 社会福祉協議会の福祉まるごと相談員(相談支援包括化推進員)や第2層生活支援コーディネーターが連携・協働し、地域での取組をサポート。
- あわせて、生活困窮、高齢、障がい分野などの複数事業を受託する社協内の総合相談体制を整備し、市・社協・関係機関が連携した総合的な支援体制を推進。

住民に身近な地域での取組

◎地区社会福祉協議会

- 市内30地区に存在。独立会計のもと、各々が主体的に活発な地域福祉活動(ふれあいいきいきサロン、地域交流活動等)を展開

◎福祉協力員活動(平成8年~全地区配置)

- 市社会福祉協議会が委嘱。高齢者の見守り、声かけ、訪問を実施するほか、地域福祉活動に協力

◎三者懇談会(町内会役員・民生委員児童委員・福祉協力員)、地区地域福祉推進会議

- 三者懇談会では福祉マップ(要支援者等の把握等)を作成・更新
- 地区地域福祉推進会議では、生活課題を共有し、その解決に向けて地域福祉活動に取り組むために協議する。

◎「ちよつとした支援」の展開

- 中・高校生等が、高齢世帯等の雪かきやゴミだしを支援
- 社会福祉法人の地域貢献活動と連動し、高齢者の買い物支援を実施(送迎車の空き時間を活用)



高校生による除雪活動

◎住民に身近な地域での居場所・活動拠点の設置(2017年度: 3か所)

- 誰もが気軽に立ち寄れる居場所とするとともに、週2日程度、住民ボランティア(地区社協役員や町内会役員等)による何でも相談を実施



第十地区やよい集会所

市レベルでの取組



◎福祉まるごと相談員(CSW(コミュニティソーシャルワーカー))

- 複合的な課題、「制度の狭間」に対応するため、社協に5名(うち1名は市役所内)配置。同じく社協に配置された生活支援コーディネーターと連携。

◎福祉まるごと相談窓口(市社会福祉協議会に設置)

- 社協が受託している地域包括支援センター、障がい者相談支援センター、成年後見センター、生活困窮者自立相談支援の窓口を集約し、総合相談体制を推進。

作成: 厚生労働省

「地域の縁側」などを中心とした支え合いの地域づくり（神奈川県藤沢市）

自治体概要※

人口 427,501
面積 69.57km²
小学校数* 35
中学校数* 19
※2017年4月1日現在
*市立のみ

- 相談機能も備えた多世代交流の場である「地域の縁側」を市内33か所に設置
- 「地域の縁側」において把握された困りごと・相談ごとについては、市民センター等と連携して、確実に専門的な支援につなげる。
- バックアップふじさわ(生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関)をはじめとした相談支援機関が連携・バックアップ。

住民に身近な地域での取組

◎地域の縁側

- 誰でも気軽に立ち寄り、相談もできる多世代交流の場。市内33か所に設置

(※)基本型、基幹型(生活支援コーディネーターを配置)、特定型(高齢者の居場所、子育てサロン等利用対象者であれば誰でも利用可)に分類される

- 市内の地域団体(地区社会福祉協議会、地区民生委員児童委員協議会、自治会・町内会等)、NPO、社会福祉法人等が運営。運営に当たっては、地域ボランティアと協働(ボランティアポイント制を活用)



子どもと地域の大人をつなぐ居場所(地域の縁側「たきのさわ」ラダイス)

◎地区ボランティアセンター(市内12か所)

- 電球交換やゴミ出し、外出付き添いなど、高齢者や障害者などの日常生活でのちょっとした困りごとの手助け(生活支援)や、身近で気軽に集まることのできるサロン(居場所)事業も実施。



ライフダウン・ジョブ

◎市民センター・公民館(市内13か所)

- 地域団体の育成援助や郷土づくり推進会議(※)の業務を担う。(※)市民、地域団体等の市民参画により、地域の特性を活かした郷土愛あふれるまちづくりを推進
- 地域の身近な福祉サービスの窓口として地区福祉窓口を設置。福祉や健康に関する相談を受け、関係機関の紹介や情報提供を実施

市レベルでの取組

◎全世代・全対象型包括ケアの基盤づくり



地域の縁側と地区ボランティアセンターを市社会福祉協議会が活動をサポート。コミュニティソーシャルワーカーの活動とも密接に連携。

ハローワーク常設窓口(市庁舎内)
(ジョブスポットふじさわ)

自立相談支援機関(市直営)
(バックアップふじさわ)

自立相談支援機関(委託)
(バックアップふじさわ社協)

◎相談支援包括化推進員

- 生活困窮者自立相談支援機関(2カ所)に1名ずつ配置。
- 複合的な課題がある事例に対し、多機関が関わる体制を構築することで、制度の狭間に陥ることがないような支援体制を構築する。

地域包括支援センター

・包括的・継続的な支援の実施体制

障がい相談支援事業所

子育て支援センター

医療

福祉

介護

子育て

教育

地域の多様な活動団体
地域の縁側
地区ボランティアセンター
子ども食堂、農福連携 等

作成：厚生労働省

生活困窮者支援を基盤とした包括的支援体制（兵庫県芦屋市）

自治体概要※

人口 96,196
面積 18.57km²
小学校数* 8
中学校数* 3
※2017年10月1日現在
*市立のみ

- 生活困窮者支援を推進する基盤整備の一環として保健福祉センター内に総合相談窓口を設置。
- 市役所内の関係部署や関係機関との連携を促進するために、統一様式(Joint-Sheet)を活用。地域福祉課内にトータルサポート係を設置し、複合的な事案の支援やコーディネート等を実施。
- 住民、専門職、行政等が協働して地域課題を解決するためのネットワークとして、「地域発信型ネットワーク」を構築。「小地域福祉ブロック会議」等により、地域内の課題の解決や地域活動を展開。

住民に身近な地域での取組

◎小地域福祉ブロック会議

- 小学校区単位で、住民、専門職、行政等、地域の福祉に関わる人々が集まり、地域内の課題の発見・共有、活動展開方法の検討と計画化、役割分担、活動、評価を実施。住民主体の見守り活動や居場所づくり等を実施。(2016年度の地域活動の実践件数13件)



小地域福祉ブロック会議の様子

◎全世代交流に向けたプロジェクト・チーム

- 金融機関、株式会社、大学等の多様な主体による情報交換、学習会を通じてこれからの「地域につながる取組」を期待。

◎福祉なんでも相談「総合相談窓口」

- 保健福祉センター内に総合相談窓口を設置。生活困窮者自立相談支援事業も担う社会福祉協議会が運営し、分野を問わない相談を受けている。



市レベルでの取組

中学校区福祉ネットワーク会議(市内3地域)

・地域ケア会議、自立支援協議会実務者会議、要対協、個別ケース検討会議と連動

連携

福祉部

社会福祉課、地域福祉課
福祉センター、生活支援課
障害福祉課、高齢介護課
※福祉部各所管課長による福祉部部会において地域課題の共通理解・合意形成を実施

関係部署

子育て、健康、住宅、都市計画、防災教育、経済、環境、納税等

89

窓口対応・相談支援ガイドライン

共有

地域福祉課トータルサポート係

連携

連携

関係機関

権利擁護支援センター
高齢者生活支援センター(地域包括支援センター)
障がい者就業・生活支援センター
就労準備支援事業
障がい者基幹相談支援センター
障がい者相談支援事業
家庭児童相談室

- 地域福祉課トータルサポート係で、複合的な事案についての支援・関係各課のコーディネーター、専門的な事項についてのサポート、部署横断のプロジェクトチームの事務局等を担当。

作成：厚生労働省

官民協働・地域協働の認知症の地域支援体制づくり(福岡県大牟田市)

自治体概要※

人口 117,224

面積 81.45km²

小学校数* 20

中学校数* 8

※2017年4月1日現在

*市立のみ

- 介護サービス事業者と行政が協働し、認知症の人と家族が安心して暮らし続けることができる地域づくりを実施している。その取組をきっかけに、誰もが安心して暮らせるまちづくりに発展している。
- 小学校区に最低1か所は小規模多機能型居宅介護施設を設置し、併設する介護予防拠点・地域交流施設が福祉のまちづくりの拠点となっている。
- 機構改革により行政内に総合相談窓口を設置し、対象者で分けない支援体制を構築。

住民に身近な地域での取組

◎校区まちづくり協議会

- 自治会、校区民生委員・児童委員協議会、校区社会福祉協議会、老人クラブ等の各種団体により構成された協議会を中心に、地域活動を展開
- まちづくりに関するワークショップ等を開催



認知症の人の捜索・声かけ
(認知症SOSネットワーク模擬訓練)

◎介護サービス事業者協議会

- 介護サービス事業者協議会の事務局を行政が担い、地域で認知症の人をはじめ高齢者を支える取組(人材育成、福祉教育、模擬訓練等)を実施

◎介護予防拠点・地域交流施設

- 小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスや医療機関、介護施設等に併設(市内45か所設置)
- 福祉のまちづくりの拠点として、**どのような相談でも受け止める場**になることを期待

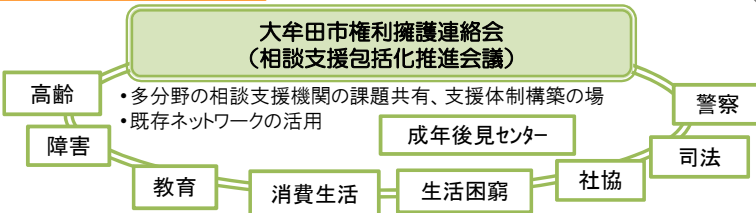


社会福祉法人等が設置する
介護予防拠点・地域交流施設

◎認知症コーディネーター

- 市が養成した認知症コーディネーター(修了生)が、地域密着型サービス等に従事し、高齢者等の地域支援を実施

市レベルでの取組



協働

◎よろず相談員(相談支援包括化推進員)

- 行政内に総合相談窓口を配置(機構改革)
- 複合的な課題のある世帯等を支援するために、地域の相談支援機関をコーディネートし支援体制を構築

作成:厚生労働省

地域福祉計画策定状況等について

I 市町村地域福祉計画策定状況等調査

【調査の概要】

- 調査対象：1741市町村
- 回答数：1741市町村(回収率100%)
- 調査時点：平成29年4月1日現在

II 都道府県地域福祉支援計画策定状況等調査

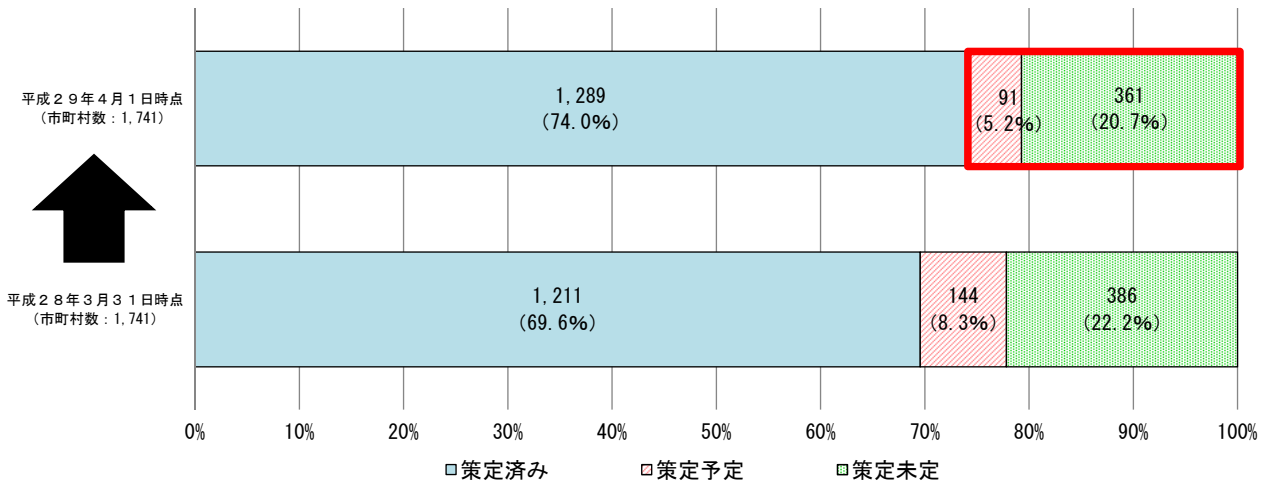
【調査の概要】

- 調査対象：47都道府県
- 回答数：47都道府県(回収率100%)
- 調査時点：平成29年4月1日現在

<市町村地域福祉計画の策定状況>

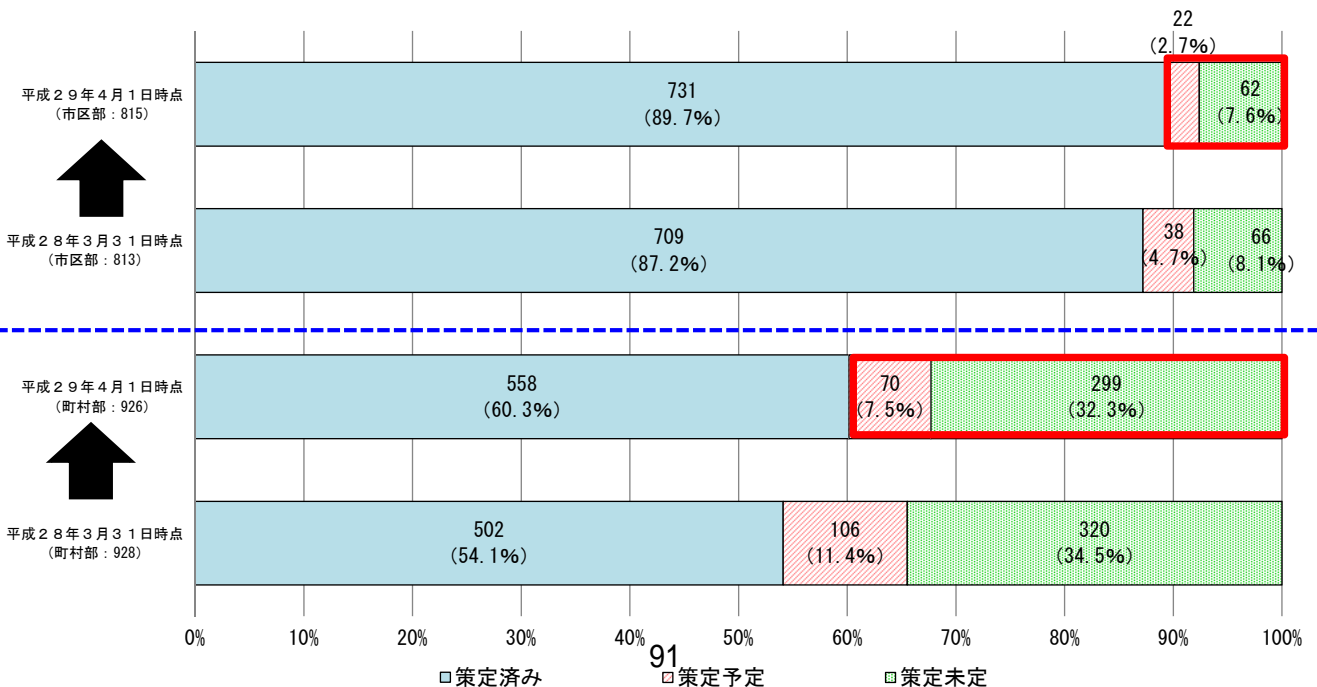
- 全1,741市町村のうち、「策定済み」が1,289市町村(74.0%)となり、前回調査と比較して4.4ポイント増加した。

市町村(東京都特別区を含む)の地域福祉計画策定状況



<市区別・町村部別の策定状況>

- 「策定済み」と回答した市町村の割合は、前回調査と比較して市区部は2.5ポイント、町村部は6.2ポイント増加した。
- 一方、策定率を比較すると、市区部(89.7%)と町村部(60.3%)の間には依然として約1.5倍の差が生じている。

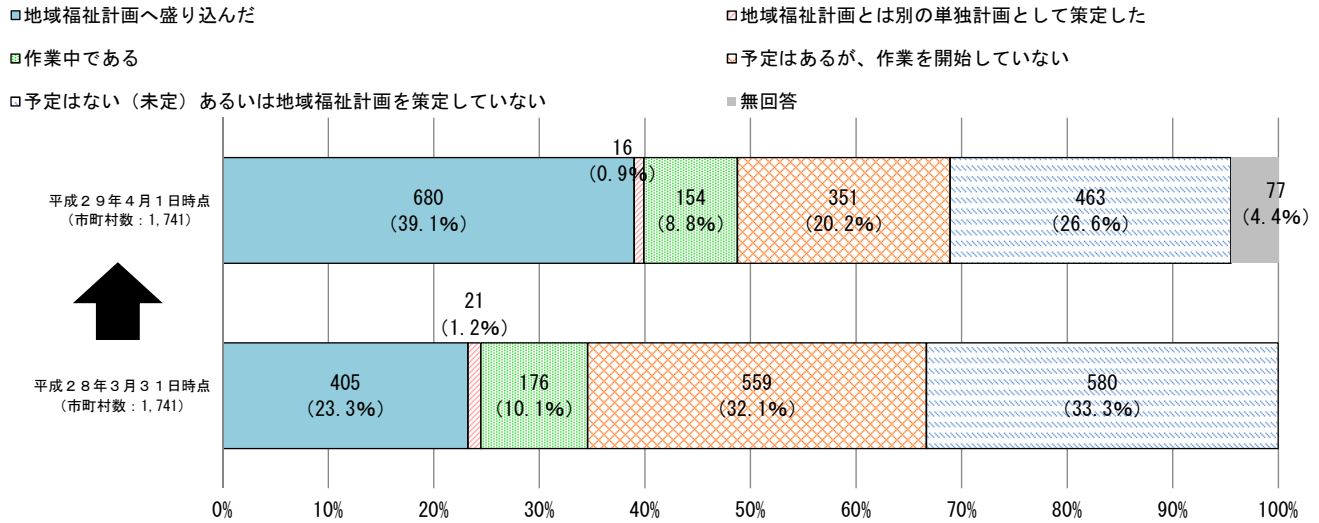


<市町村地域福祉計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況>

【盛り込み状況】

- 全1,741市町村のうち、680市町村(39.1%)が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉計画へ盛り込んだ」と回答しており、前回調査と比較して15.8ポイント増加した。
- 「別の単独計画として策定した」16市町(0.9%)、「作業中である」154市町村(8.8%)を合わせると48.8%になる。

全国1,741市町村(東京都特別区を含む)の回答

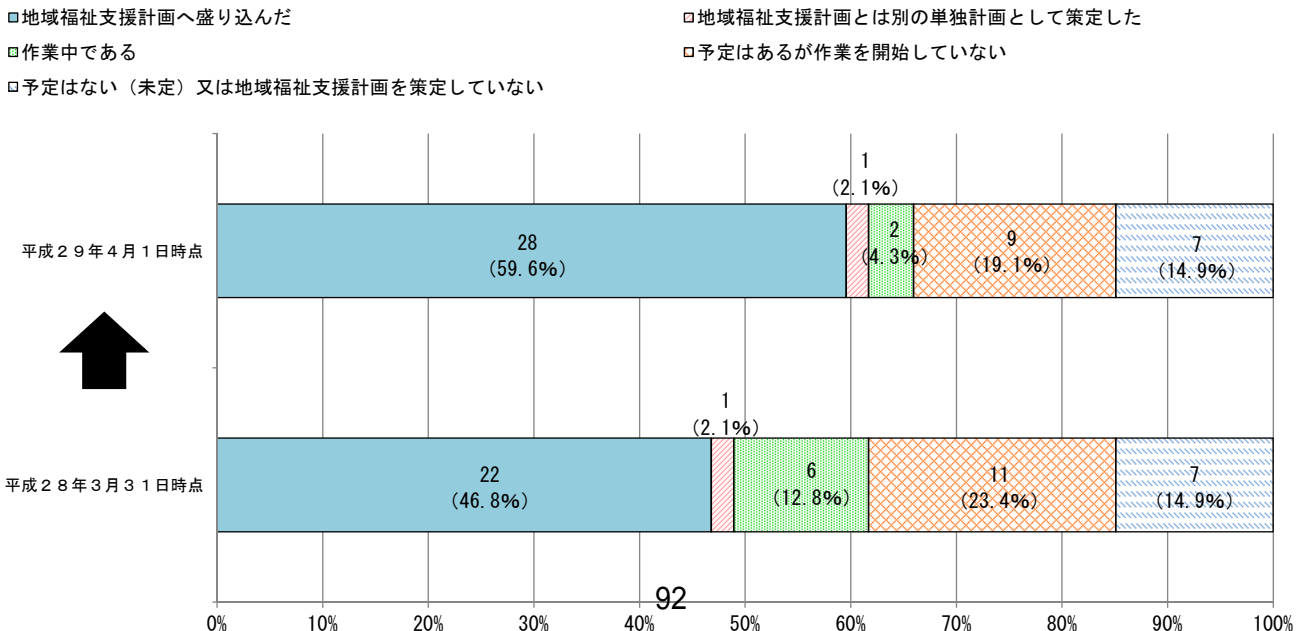


<都道府県地域福祉支援計画への生活困窮者自立支援方策の盛り込み状況>

【盛り込み状況】

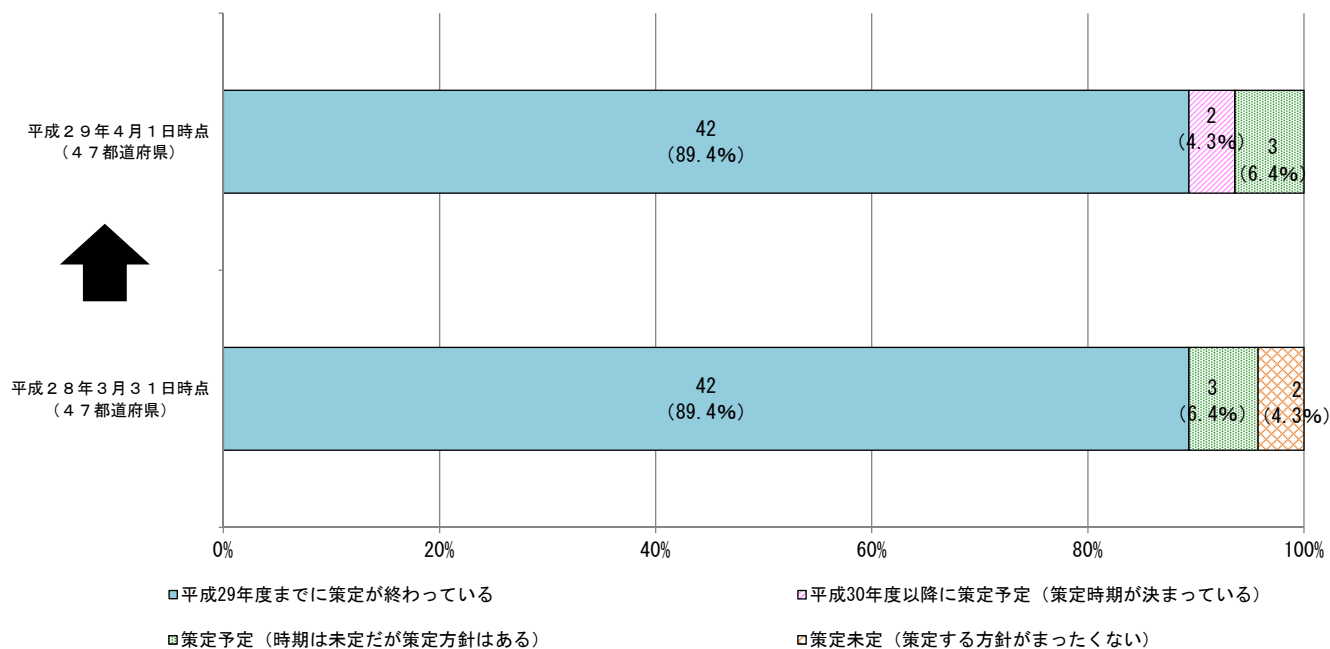
- 全47都道府県の約6割が生活困窮者自立支援方策を「地域福祉支援計画へ盛り込んだ」と回答している。
- 一方で、16府県(34.0%)が「予定はあるが作業を開始していない」「予定はない(未定)」と回答している。

全47都道府県の回答



<都道府県地域福祉支援計画の策定状況>

- 「策定済み」は42道府県(89.4%)で、前回調査と変わっていない。
- 「策定予定」が増え、「策定未定(策定する方針がまったくない)」がなくなっている。



地域福祉計画未策定の市町村

平成29年4月1日時点

都道府県名	未策定 自治体数	内訳
北海道	89	小樽市 夕張市 芦別市 赤平市 三笠市 根室市 滝川市 砂川市 新篠津村 松前町 知内町 木古内町 森町 長万部町 上ノ国町 厚沢部町 乙部町 せたな町 二セコ町 喜茂別町 倶知安町 共和町 岩内町 泊村 積丹町 古平町 余市町 赤井川村 南幌町 奈井江町 上砂川町 由仁町 長沼町 栗山町 浦臼町 新十津川町 妹背牛町 秩父別町 雨竜町 沼田町 当麻町 愛別町 占冠村 和寒町 美深町 音威子府村 増毛町 小平町 苫前町 羽幌町 初山別村 遠別町 天塩町 浜頓別町 豊富町 礼文町 利尻富士町 幌延町 清里町 小清水町 訓子府町 置戸町 滝上町 興部町 西興部村 雄武町 厚真町 むかわ町 日高町 平取町 新冠町 浦河町 えりも町 音更町 鹿追町 更別村 池田町 豊頃町 陸別町 浜中町 標茶町 弟子屈町 鶴居村 白糠町 別海町 中標津町 羅臼町 中川町 猿払村
青森県	15	弘前市 鱒ヶ沢町 深浦町 田舎館村 板柳町 鶴田町 野辺地町 六戸町 六ヶ所村 東通村 風間浦村 佐井村 三戸町 五戸町 新郷村
岩手県	6	陸前高田市 釜石市 山田町 普代村 軽米町 九戸村
宮城県	16	塩竈市 白石市 名取市 蔵王町 七ヶ宿町 大河原町 村田町 柴田町 亘理町 山元町 松島町 大和町 大郷町 大衡村 色麻町 加美町
秋田県	12	能代市 大館市 北秋田市 小坂町 上小阿仁村 藤里町 八峰町 五城目町 八郎潟町 井川町 羽後町 東成瀬村
山形県	7	南陽市 大石田町 金山町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村
福島県	29	喜多方市 相馬市 二本松市 桑折町 大玉村 下郷町 檜枝岐村 西会津町 磐梯町 猪苗代町 会津坂下町 柳津町 三島町 金山町 昭和村 西郷村 泉崎村 中島村 矢吹町 棚倉町 塙町 三春町 広野町 富岡町 大熊町 双葉町 浪江町 新地町 飯舘村
茨城県	1	八千代町
栃木県	4	益子町 茂木町 塩谷町 高根沢町
群馬県	13	神流町 下仁田町 南牧村 甘楽町 長野原町 草津町 高山村 東吾妻町 川場村 昭和村 玉村町 板倉町 上野村
埼玉県	3	蕨市 春日部市 宮代町
千葉県	22	銚子市 館山市 勝浦市 八千代市 富津市 八街市 南房総市 栄町 神崎町 多古町 東庄町 九十九里町 芝山町 横芝光町 一宮町 睦沢町 長生村 白子町 長南町 大多喜町 御宿町 鋸南町

都道府県名	未策定自治体数	内訳
東京都	10	台東区 江東区 渋谷区 荒川区 葛飾区 昭島市 利島村 御蔵島村 八丈町 青ヶ島村
神奈川県	3	横須賀市 大磯町 清川村
新潟県	9	小千谷市 加茂市 見附市 五泉市 田上町 阿賀町 出雲崎町 湯沢町 刈羽村
富山県	3	舟橋村 立山町 朝日町
石川県	0	
福井県	0	
山梨県	1	山中湖村
長野県	39	小諸市 駒ヶ根市 飯山市 川上村 南牧村 南相木村 北相木村 御代田町 立科町 青木村 長和町 下諏訪町 売木村 中川村 宮田村 高森町 阿智村 平谷村 下條村 天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村 王滝村 麻績村 朝日村 筑北村 山形村 松川村 白馬村 小谷村 坂城町 小布施町 高山村 木島平村 野沢温泉村 小川村 佐久穂町
岐阜県	0	
静岡県	0	
愛知県	16	一宮市 犬山市 常滑市 江南市 清須市 弥富市 東郷町 大口町 扶桑町 大治町 飛島村 南知多町 美浜町 設楽町 東栄町 豊根村
三重県	12	尾鷲市 熊野市 木曽岬町 菰野町 朝日町 川越町 明和町 大台町 玉城町 大紀町 南伊勢町 紀北町
滋賀県	2	豊郷町 甲良町
京都府	0	
大阪府	0	
兵庫県	9	多可町 稲美町 播磨町 市川町 福崎町 神河町 太子町 上郡町 佐用町
奈良県	25	大和高田市 天理市 桜井市 五條市 葛城市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 十津川村 三宅町 田原本町 高取町 明日香村 広陵町 河合町 下市町 黒滝村 野迫川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村
和歌山県	5	美浜町 那智勝浦町 太地町 北山村 串本町
鳥取県	5	三朝町 北栄町 日南町 日野町 江府町
島根県	1	知夫村
岡山県	12	岡山市 総社市 高梁市 備前市 赤磐市 浅口市 和気町 里庄町 新庄村 鏡野町 勝央町 吉備中央町

都道府県名	未策定自治体数	内訳
広島県	8	呉市 三次市 安芸高田市 熊野町 坂町 北広島町 世羅町 神石高原町
山口県	2	山陽小野田市 上関町
徳島県	8	上勝町 石井町 神山町 牟岐町 藍住町 上板町 鳴門市 北島町
香川県	2	多度津町 まんのう町
愛媛県	10	八幡浜市 西条市 大洲市 東温市 上島町 松前町 砥部町 伊方町 松野町 鬼北町
高知県	0	
福岡県	2	豊前市 大木町
佐賀県	0	
長崎県	6	時津町 東彼杵町 川棚町 波佐見町 小値賀町 佐々町
熊本県	0	
大分県	1	別府市
宮崎県	0	
鹿児島県	25	枕崎市 阿久根市 出水市 指宿市 西之表市 霧島市 いちき串木野市 奄美市 南九州市 さつま町 長島町 湧水町 大崎町 東串良町 中種子町 南種子町 屋久島町 宇検村 瀬戸内町 龍郷町 喜界町 徳之島町 伊仙町 和泊町 与論町
沖縄県	19	国頭村 大宜味村 東村 今帰仁村 本部町 恩納村 北谷町 西原町 与那原町 渡嘉敷村 座間味村 粟国村 北大東村 伊平屋村 多良間村 竹富町 伊江村 南大東村 渡名喜村
合計	452	

民生委員協力員

- 民生委員の負担軽減や、新たな地域福祉の担い手(将来の民生委員候補者)の発掘等を目的に、民生委員の活動を補佐する「民生委員協力員」を配置。

(実施事例)

- ・地域のサロン活動等に協力員が参加することで、準備等に時間をかけることができるようになり、サロン活動が充実するとともに、民生委員の負担軽減にもつながる。
- ・民生委員経験者に協力員を委嘱し、民生委員の欠員地区でのサポートをするとともに、新任民生委員が困った時にアドバイスすることで、新任民生委員に安心感を与える。
- ・退任することが分かっている民生委員の後任候補者を協力員に委嘱し、民生委員とともに活動する中で、民生委員の役割等を学習。協力員を経験後、民生委員に就任。

※協力員の配置人数、委嘱者、活動内容、活動費等は自治体によって異なる。

子ども民生委員

- 小学生等を対象に、民生委員の役割等に関する授業を行い、「子ども民生委員」に委嘱。民生委員と一緒に一人暮らしの高齢者の訪問や見守り活動などを実施。

子どもが地域の高齢者について考える機会になっているとともに、民生委員のことを知ってもらいきっかけにもなっている。

行政のサポート

- 民生委員・児童委員の包括的な相談窓口として、民生委員・児童委員支援担当者(課長補佐以上)を庁内関係各課に置き、その者の指示により関係各課の担当者は、関係各課や関係機関との調整、必要に応じて現地に同行するなど、サポート体制を構築。

(大分市の民生委員サポート体制)

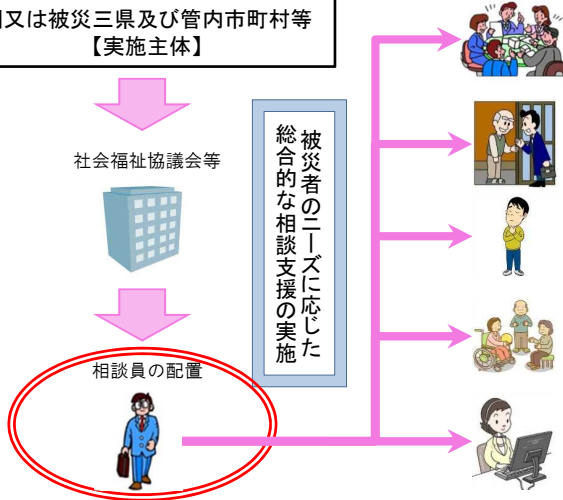
- 仮設住宅における避難生活の長期化等を踏まえ、被災者がそれぞれの地域の中で生き生きと安心して日常生活を営むことができるよう、社会福祉協議会等に相談員を配置し、以下のような取組を総合的に行う。
- ① 「被災者見守り・相談支援調整会議」の開催などを通じた地域における見守り・相談支援ネットワークの構築
 - ② 相談員による仮設住宅や災害公営住宅等の巡回などを通じた被災者の見守り・相談支援
 - ③ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等被災者支援に従事する者の活動のバックアップ
 - ④ その他被災者の自立した日常生活を支援するため、被災者の見守り・相談支援に付随して行う取組
 - ⑤ 全国を対象に実施している電話相談事業(「よりそいホットライン」)で相談を受けた、様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その具体的な課題の解決に向け、包括的な支援を実施

国又は被災三県及び管内市町村等
【実施主体】

社会福祉協議会等

被災者のニーズに応じた
総合的な相談支援の実施

相談員の配置



① 見守り・相談支援ネットワークの構築

→ 関係団体からなる見守り・相談支援調整会議の開催などを通じて、地域における団体間の活動内容の調整、困難ケースの事例検討等を行い、支援ネットワークを構築する。

② 被災者の見守り・相談支援

→ 仮設住宅や災害公営住宅を巡回し、支援が必要な被災者の把握、日常生活上の相談支援、関係機関へのつなぎ等を行う。

③ 相談員の活動のバックアップ

→ 被災者に対する支援技法に関する研修やメンタルケア等を実施する。

④ その他被災者の見守り・相談支援と一体的に行われる取組

→ 仮設住宅や災害公営住宅における住民交流会の開催などを実施する。

⑤ よりそいホットラインと連携した被災者支援

→ よりそいホットラインで相談を受けた様々な悩みを抱える被災者等に対して、多様な民間支援団体と連携し、その課題解決に向けた包括的な支援等を実施する。

(参考) 被災者支援総合交付金

30年度予算案 190億円【復興】
(29年度予算額 200億円)

事業概要・目的

○ 復興の進展に伴い、避難生活の長期化、災害公営住宅等移転後のコミュニティ形成、避難指示解除区域における生活再建など、被災者をとりまく課題は多様化。

○ 被災者の生活再建のステージに応じた、切れ目ない支援の実現を図る。

<主な内容>

- ① 災害公営住宅への移転等に伴うコミュニティ形成の活動を支援。
- ② 被災者の生きがいをつくるための「心の復興」事業を支援。
- ③ 県外避難者や帰還される方の相談支援、自主避難者の方々への情報提供などを実施。
- ④ 仮設住宅や災害公営住宅等で暮らす高齢者等に対する日常的な見守り・相談支援を実施。
- ⑤ 子どもに対するケア、学習支援、交流活動支援等を実施。

<重点的に取り組む項目>

- ① 被災者支援に携わる方々のサポートを行う取組を支援。
- ② 避難指示が解除された区域におけるコミュニティ形成支援、買い物、通院、通学などの生活支援を実施。

事業イメージ・具体例

I. 各地域の被災者支援の重要課題への対応支援

- | | |
|---------------|---------------|
| ①被災者支援総合事業 | ・コミュニティ形成支援 |
| ・住宅・生活再建支援 | ・県外避難者支援 |
| ・「心の復興」 | ・被災者支援コーディネート |
| ・高齢者等日常生活サポート | |

II. 被災者の日常的な見守り・相談支援

②被災者見守り・相談支援事業

III. 仮設住宅での総合相談・介護等のサポート拠点の運営

③仮設住宅サポート拠点運営事業

IV. 被災地における健康支援

④被災地健康支援事業

V. 子どもに対する支援

- ⑤被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業
- ⑥福島県の子供たちを対象とする自然体験・交流活動支援事業
- ⑦仮設住宅の再編等に係る子供の学習支援によるコミュニティ復興支援事業

資金の流れ



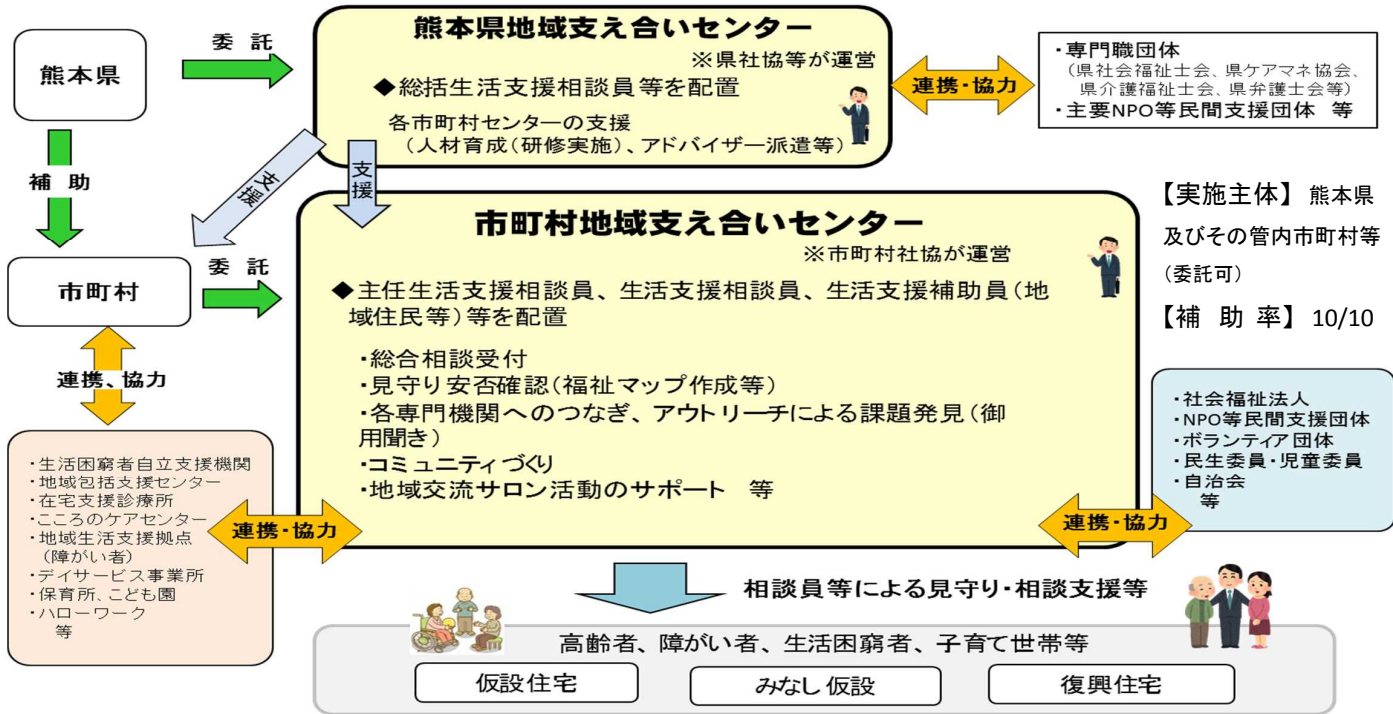
期待される効果

○被災者支援の基幹的業務について、被災自治体において横断的な事業計画を策定し、交付金による一体的支援を行うことにより、各地域の実情に応じた効果的・効率的な被災者支援活動の展開が期待される。

熊本地震における被災者見守り・相談支援等事業について

平成30年度予算案 7.5億円
(平成29年度予算 7.5億円)

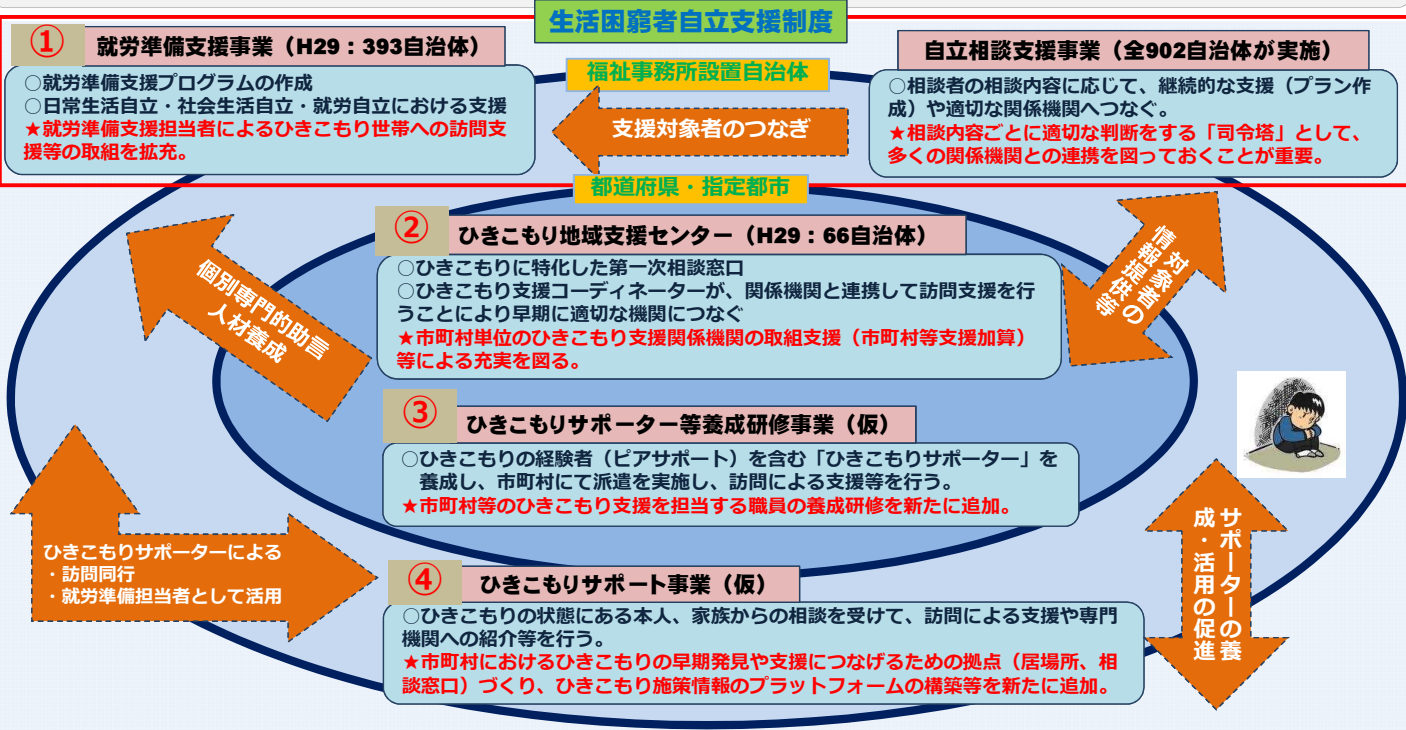
被災者は仮設住宅に入居するなど、依然として被災前とは大きく異なった環境に置かれている。については、被災者がそれぞれの環境の中で安心した日常生活を営むことができるよう、孤立防止等のための見守りや、日常生活上の相談支援、生活支援、住民同士の交流の機会の提供等を行い、被災者に対する総合的な支援体制を推進する。



就労準備支援・ひきこもり支援の充実

(1)地域におけるアウトリーチ型就労準備支援事業/(2)ひきこもり対策推進事業の強化

- ◇ 30年度予算案において、福祉事務所設置自治体単位で実施する**就労準備支援事業において訪問支援等の取組を含めた手厚い支援を充実**させるとともに、**ひきこもり地域支援センターのバックアップ機能等の強化**（広域で設置されるひきこもり地域支援センターにおける市町村への支援等）を図り、相互の連携を強化する。
- ◇ これにより、広域だけでなく、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援を充実・強化し、隙間のない支援を実現する。



ひきこもり対策推進事業の強化

平成30年度予算案：5.3億円

1 ひきこもり地域支援センターの市町村バックアップ機能等強化

従来の「ひきこもりに特化した第一次相談窓口」、「関係機関と連携した訪問支援」といった機能に加え、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化のために「ひきこもり支援関係機関へのバックアップ」の機能を付加する。また、センター自ら実施する訪問支援体制も併せて充実を図ることで、ひきこもり支援専門機関としての役割を十分に発揮できる体制を整備する。

(現行)

(拡充・強化)

- ・広域的な相談窓口
- ・関係機関と連携した訪問支援

- ・広域的な相談窓口
- ・関係機関と連携した訪問支援

【市町村バックアップ機能強化】

※主として都道府県センターを想定

- ・関係機関（困窮者支援機関等）が行う個別ケースの支援方針設定カンファレンスへの助言等
- ・ひきこもり支援実施者からの相談対応
- ・市町村単位でのひきこもり支援体制構築のための助言

【訪問支援体制強化】

- ・困難ケースへの訪問支援
- ・相談支援専門員の配置等による訪問支援活動の重点的実施

2 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修の充実

従来の「ひきこもりサポーター養成研修」に加え、市町村等のひきこもり支援を担当する職員の研修も併せて行うこととし、ひきこもり支援に携わる人材の育成や資質向上が図られるようにする。

- ・ひきこもりサポーター養成研修

- ・ひきこもりサポーター養成研修
- ・市町村等のひきこもり支援を担当する職員の養成研修

3 市町村におけるひきこもりサポート体制の充実

従来の「ひきこもりサポーター派遣事業」に加え、市町村における早期発見や支援につなげるための支援の拠点（居場所、相談窓口）づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォームの構築等を推進する。

- ・ひきこもりサポーター派遣事業

- ・ひきこもりサポーター派遣事業
- ・ひきこもり支援拠点づくり、ひきこもり施策情報のプラットフォーム構築
- ・家族会、当事者グループと連携した居場所、相談窓口づくりへの支援

ひきこもり対策推進事業実施要綱の一部改正について（案）

改 正 後	現 行
<p>※本要綱案は平成30年3月1日時点の案であり、今後変更があり得る。</p> <p>1 目的 本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 ひきこもり地域支援センター設置運営事業 (1) 目的 本事業は、各都道府県及び指定都市に、ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等（以下「対象者」という。）からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とする訪問型の支援を行うものである。 また、関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うなど、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体 実施主体は、都道府県又は指定都市とする。 ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>(3) 事業内容 ア <u>相談支援</u> 対象者からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とする訪問型の支援を行う。 また、対象者の相談内容等に応じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の適切な関係機関へつなぎ、当該機関と情報交換を行うなど、<u>対象者への支援の状況を把握するとともに、適切な支援方法について検討を行う。</u></p> <p>イ <u>連絡協議会の設置</u> 対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関からなる連絡協議会を設置し、<u>情報交換等各機関間で恒常的な連携を確保する。</u> なお、関係機関からなる既存の連絡協議会等を活用することは差し支えない。</p>	<p>1 目的 本事業は、ひきこもり対策を推進するための体制を整備し、ひきこもりの状態にある本人や家族等を支援することにより、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、本人及び家族等の福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>2 ひきこもり地域支援センター設置運営事業 (1) 目的 本事業は、各都道府県及び指定都市に、ひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」（以下「センター」という。）を整備し、より支援に結びつきやすくするものである。 本センターには、「ひきこもり支援コーディネーター」を配置し、ひきこもりの状態にある本人や家族からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とする訪問型の支援を行うものである。 また、地域における関係機関とのネットワークの構築や、ひきこもり対策にとって必要な情報を広く提供する役割を担うなど、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 実施主体 実施主体は、都道府県又は指定都市とする。 ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>(3) 事業内容 ア ひきこもりの状態にある本人や家族等（以下「対象者」という。）からの相談 対象者からの電話、来所等による相談に応じ、適切な助言を行うとともに、必要に応じて家庭訪問を中心とする訪問型の支援を行うものとする。 また、対象者の相談内容等に応じて、医療、保健、福祉、教育、就労等の適切な関係機関へつなぎ、当該機関と情報交換を行うなど、<u>対象者の支援の状況把握に努めるとともに、適切な支援方法について検討を行うものとする。</u></p> <p>イ <u>連絡協議会の設置</u> 対象者の相談内容等に応じた適切な支援を行うことができるよう、地域の既存の社会資源（医療、保健、福祉、教育、就労等の関係機関）からなる連絡協議会を設置し、<u>情報交換等各機関間で恒常的な連携が確保できるよう努める。</u> なお、関係機関からなる既存の連絡協議会等を活用することは差し支えない。</p>

ひきこもり対策推進事業実施要綱の一部改正について（案）

改 正 後	現 行
<p>ウ <u>情報発信</u> リーフレットやホームページの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センター及び地域の関係機関、関係事業等、<u>利用可能なひきこもりの相談窓口、支援機関に関する情報を住民に分かりやすく発信する。</u></p> <p>エ <u>ひきこもり支援関係機関及び市町村への後方支援</u> <u>生活困窮者自立支援制度における就労準備支援事業者等ひきこもり支援を行う関係機関（以下「ひきこもり支援関係機関」という。）や市町村において、ひきこもり支援が効果的に実施できるよう、助言や相談対応等を行い、より住民に身近な市町村でのひきこもり支援の充実・強化を図る。</u></p> <p>オ <u>その他の事業</u> 上記アからエまでの事業以外でひきこもり対策の推進を目的とした事業を必要に応じて実施する。</p> <p>(4) 実施体制 ア <u>ひきこもり支援コーディネーターの配置</u> センター1か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを2名以上配置するものとし、このうち専門職を1名以上配置するものとする。 専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談業務等を行うことのできる者とする。</p> <p>イ <u>訪問相談支援員の加配</u> <u>ひきこもりの長期化や高齢化等、困難ケースへの対応を含めた訪問支援を強化するため、アに加えて、訪問相談支援員を置くことができる。なお、訪問相談支援員はひきこもり支援に経験及び知識を有する者とする。</u></p> <p>ウ <u>市町村等支援員の加配</u> <u>ひきこもり支援関係機関及び市町村への後方支援の機能を発揮するため、アに加えて、ひきこもり支援機関の従事者や市町村の職員に対して、ひきこもり支援（ひきこもりサポーター派遣を含む）に関する助言や相談対応等を行う市町村等支援員を置くことができる。なお、市町村等支援員はひきこもり支援に経験及び知識を有する者とする。</u></p> <p>エ センターの開所日 原則、週5日以上、1日8時間、週40時間を目安として開所すること。</p> <p>(5) 実施上の留意事項 <u>(ア) 秘密の保持（個人情報の取扱い）</u> 本事業の実施に携わる職員は、<u>対象者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務</u></p>	<p>ウ <u>情報発信</u> リーフレットの作成等により、ひきこもりに関する普及啓発を図るとともに、センターの利用及び地域の関係機関、関係事業の広報、周知を行う等、ひきこもり対策に関する情報発信に努める。</p> <p>(創設)</p> <p>エ <u>その他の事業</u> 上記アからウまでの事業以外でひきこもり対策の推進を目的とした事業を必要に応じて実施する。</p> <p>(4) 実施体制 ア <u>ひきこもり支援コーディネーターの配置</u> センター1か所当たり、原則、ひきこもり支援コーディネーターを2名以上配置するものとし、このうち専門職を1名以上配置するものとする。 専門職は、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等の資格を有する者とする。ただし、これによりがたい場合はこれらと同等に相談業務等を行うことのできる者とする。</p> <p>(創設)</p> <p>(創設)</p> <p>イ センターの開所日 原則、週5日以上、1日8時間、週40時間を目安として開所することとする。</p> <p>(5) 実施上の留意事項 本事業の実施に携わる職員は、<u>利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務</u></p>

ひきこもり対策推進事業実施要綱の一部改正について（案）

改 正 後	現 行
<p>上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならない。特に<u>対象者の個人情報</u>を入手する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、<u>対象者の了承を得ておくものとする。</u></p> <p>また、<u>対象者の同意が得られない場合等は、対象者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。</u></p> <p><u>(イ) 市区町村との連携</u> ひきこもり支援関係機関に関する情報収集や発信にあたっては、市区町村と連携を図ること。</p> <p>3 ひきこもり支援に携わる人材の養成研修事業</p> <p>(1) 目的 本事業は、<u>ひきこもり支援が適切に行える人材を養成することにより、ひきこもり支援の質の向上を図ることを目的とする。</u></p> <p>(2) 実施主体 実施主体は、<u>都道府県とする。</u> ただし、<u>ひきこもりサポーター養成研修を行う場合は、市区町村も実施主体となること</u>ができる。</p> <p><u>なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人、家族会その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。</u></p> <p>(3) 事業内容 事業の内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>ア ひきこもり支援従事者養成研修 <u>実施主体は、ひきこもり支援を担当する市町村の職員やひきこもり支援関係機関の従事者等に対し、支援に必要な知識及び技術等を修得させる「ひきこもり支援従事者養成研修」を行う。</u></p> <p>イ ひきこもりサポーター養成研修 実施主体は、<u>対象者に対する訪問支援等（ひきこもりの状態からの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む）に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識（ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等）を修得させる「ひきこもりサポーター養成研修」を行う。</u></p>	<p>上知り得た個人情報、業務目的以外で他に漏らしてはならない。特に利用者の個人情報を入力する場合には、支援のために関係機関へ個人情報の提供がありうる旨を説明した上で、利用者の了承を得ておくものとする。</p> <p>また、利用者の同意が得られない場合等は、利用者と十分相談の上、情報を取り扱うこと。</p> <p>3 ひきこもりサポーター養成研修、派遣事業</p> <p>(1) 目的 本事業は、ひきこもり対策を推進するため、ピアサポートを含む「ひきこもりサポーター」（以下「サポーター」という）を養成、派遣し、地域に潜在するひきこもりの状態にある者を早期に発見し、適切な支援機関に早期につなぐことで、ひきこもりの状態からの早期回復を目指す。</p> <p>また、サポーターによる対象者へのきめ細やかで継続的な訪問支援により、ひきこもりの状態にある本人の自立を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(2) ひきこもりサポーター養成研修事業</p> <p>ア 実施主体 実施主体は、都道府県又は市区町村とする。</p> <p>ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人、家族会その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>イ 事業内容 事業の内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) 養成研修 実施主体は、ひきこもりの状態にある本人や家族等に対する訪問支援等（ひきこもりの状態からの回復者や家族等によるピアサポート活動を含む）に関心のある者を対象に、ひきこもりに関する基本的な知識（ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等）を修得させる「ひきこもりサポーター養成研修」を行う。</p> <p>(イ) サポーター登録、名簿管理</p>

ひきこもり対策推進事業実施要綱の一部改正について（案）

改 正 後	現 行
<p>(4) 実施上の留意事項</p> <p>ア 秘密の保持（個人情報の取扱い） 本事業の実施に携わる職員は、研修修了者等のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。</p> <p>イ 研修内容 研修の実施に当たっては、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年度厚生労働省公表）等を参考に、講義やグループワークの形式等を活用し、ひきこもり支援を効果的に学べるよう配慮すること。</p> <p>また、必要に応じて継続研修を実施する等、修了者のスキルアップにも努めること。</p> <p>ウ サポーター登録及び名簿管理 <u>ひきこもりサポーター（以下「サポーター」という。）の研修修了者等を対象に、サポーターとして活動することを同意した者を名簿に登録し、管理する。</u> <u>同意は、サポーターとして登録された者の個人情報が3の（3）のウ「ひきこもりサポーター派遣」を実施する市区町村（実施予定を含む）に提供される旨を十分説明した上で、署名（様式は各実施主体で作成）によること。</u> サポーター名簿の管理につき、市区町村との連携を図り、サポーターの派遣が円滑に行われるよう留意すること。</p> <p>3 ひきこもりサポート事業</p> <p>(1) 目的 管内において利用可能なひきこもり支援に関する相談窓口や支援機関の情報発信及び、<u>早期発見や自立支援につなげるための関係機関とのネットワークづくりや支援拠点づくり、サポーターの派遣を通じて、ひきこもり支援の基盤を構築し、ひきこもりの状態にある本人の状況を踏まえた早期支援、自立支援を図ることを目的とする。</u></p> <p>(2) 実施主体</p>	<p>研修修了者等を対象に、サポーターとして活動することを同意した者を名簿に登録し、管理する。同意の確認は、署名（様式は各実施主体で作成）によることとする。</p> <p>当該名簿は、「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市区町村（実施予定を含む）へ提供し、派遣調整の際に活用する。</p> <p>ウ 実施上の留意事項</p> <p>(ア) 秘密の保持（個人情報の取扱い） 本事業の実施に携わる職員は、研修修了者等のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報は、業務目的以外で他に漏らしてはならない。</p> <p>また、研修修了者等にサポーターとして活動することの同意を得る際には、サポーターとして登録された者の個人情報が「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市区町村（実施予定を含む）に提供される旨を十分説明した上で、同意の署名を得る。</p> <p>(イ) 養成研修 養成研修の実施に当たっては、「ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン」（平成22年度厚生労働省公表）等を参考に、講義やグループワークの形式等を活用し、ひきこもり支援を効果的に学べるよう配慮すること。</p> <p>なお、必要に応じて継続研修を実施する等、修了者のスキルアップにも配慮すること。</p> <p>(ウ) 市区町村との連携 サポーター名簿の管理につき、市区町村との連携を図り、サポーターの派遣が円滑に行われるよう留意すること。</p> <p>また、市区町村から、サポーター派遣に当たっての技術的相談があった場合には、サポーターに継続研修を実施する等の他、市区町村に技術的助言や指導を実施し、支援体制の充実を図る。</p> <p>(3) ひきこもりサポーター派遣事業</p> <p>ア 実施主体</p>

ひきこもり対策推進事業実施要綱の一部改正について（案）

改 正 後	現 行
<p>実施主体は、市区町村とする。 <u>ただし、サポーターを派遣する場合は、都道府県を実施主体とすることもできる。</u> なお、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人、家族会その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託又は補助することができる。</p> <p><u>(3) 事業内容</u> <u>本事業は、アからウまでの中から、地域の実情に応じて、全部又は一部を実施するものとする。ただし、アについては、必ず実施しなければならない。</u> <u>ア 利用可能なひきこもりの相談窓口、支援機関の情報発信</u> <u>実施主体は、対象者等が、ひきこもりに関してどこに相談したらよいか分かるよう、管内において利用可能なひきこもり支援に関する相談窓口やひきこもり支援関係機関の情報を集約し、その情報をホームページや広報誌等の媒体を活用し、住民に分かりやすく発信する。</u></p> <p><u>イ 関係機関とのネットワーク、ひきこもり支援拠点（居場所、相談窓口）づくり</u> <u>実施主体は、ひきこもりの早期発見や自立支援につなげるため、ひきこもり支援関係機関とのネットワークづくりや、対象者が安心して参加できる居場所の提供や社会参加に向けた活動への支援、参加者等からの相談対応などを行う。</u></p> <p><u>ウ サポーター派遣</u> <u>実施主体は、対象者への支援にあたって、サポーターによる支援が効果的であると考えられる場合であって、対象者がサポーターによる支援を希望する場合には、サポーターを選定し、サポーターによる訪問支援、情報の提供等の支援を継続的に実施する。</u> <u>なお、イの支援拠点又はひきこもり支援関係機関からひきこもり支援に関する協力依頼（例えば、家庭に訪問する際の同行や支援拠点の運営の手伝いなど）があった場合、サポーターを派遣しても差し支えない。</u></p> <p><u>(4) 実施上の留意事項</u> <u>ア (3) のア関係</u> <u>ひきこもり支援関係機関に関する情報収集や発信にあたっては、センターと連携を図ること。</u></p> <p><u>イ (3) のイ関係</u> <u>団体に委託や補助する場合、(3) のアで住民に情報発信されるひきこもり支援関係機関に含まれるなど、当該団体が管内において利用可能な関係機関に位置付けられていること。また、必要に応じて、効果的な支援が行われるよう、助言や指導等を行うこと。</u></p>	<p>実施主体は、市区町村とする。</p> <p>ただし、本事業を適切、公正、中立かつ効果的に実施することができる者であって、社会福祉法人、特定非営利活動法人、家族会その他の都道府県等が適当と認める民間団体に、事業の全部又は一部を委託することができる。</p> <p>イ 事業内容 事業の内容は、次に掲げるものとする。</p> <p>(ア) ひきこもりサポーター派遣 実施主体は、対象者が支援を希望した場合には、サポーターを選定し、サポーターによる訪問支援、情報の提供等の支援を継続的に実施する。派遣に当たっては、対象者及びサポーターに、派遣目的、活動計画、活動内容を明確にし、双方の同意を得る。 なお、対象者から派遣の中止又は終了の希望が示された場合には、速やかに中止又は終了する。 また、サポーターは地域に潜在するひきこもりの状態にある者の早期の発見に努め、発見した場合には実施主体に相談し、必要な支援を実施する。</p>

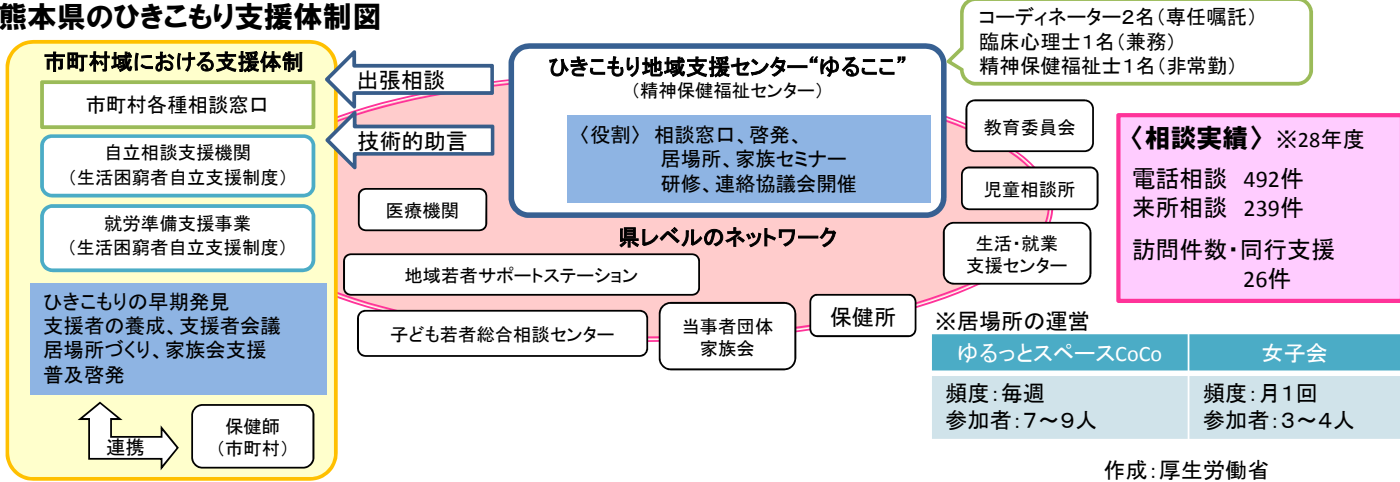
ひきこもり対策推進事業実施要綱の一部改正について（案）

改 正 後	現 行
<p><u>ウ (3) のウ関係</u> <u>(ア) サポーター名簿管理</u> <u>実施主体（実施予定含む）は「ひきこもりサポーター養成研修」の実施主体等からサポーター名簿の提供を受け、その管理を行う。</u></p> <p><u>(イ) サポーター派遣調整、助言及び指導</u> <u>対象者がサポーターによる支援を希望した場合には、支援目的等を確認の上、サポーターを選定する。</u> <u>派遣に当たっては、対象者及びサポーターに、派遣目的、活動計画、活動内容を明確にし、双方の同意を得ること。</u> <u>サポーター派遣を開始した後は、サポーターからの報告を継続的に受け、サポーターに対して対象者への関わり方の助言及び指導を継続的に行うこと。</u> <u>なお、対象者から派遣の中止又は終了の希望が示された場合には、速やかに中止又は終了する。</u></p> <p><u>(ウ) 事故等への対応</u> <u>サポーター派遣時の事故等につき、発生時の対応及び報告体制を整えておくこと。</u></p>	<p>(イ) 名簿管理 実施主体（実施予定含む）は「ひきこもりサポーター養成研修事業」の実施主体等からサポーター名簿の提供を受け、その管理を行う。 名簿の提供を受けた実施主体は、名簿に登録された者がひきこもりサポーターとして活動する意向があることを再度確認した上で、名簿を管理する。</p> <p>(ウ) 派遣調整、助言及び指導 対象者がサポーターによる支援を希望した場合には、支援目的等を確認の上、サポーターを選定する。</p> <p>サポーター派遣を開始した後は、サポーターからの報告を継続的に受け、サポーターに対して対象者への関わり方の助言及び指導を継続的にを行い、本事業が適切に運用されるよう配慮する。また、必要に応じてサポーターに継続研修を実施する等、適切な運用に配慮する。</p> <p>ウ 実施上の留意事項 (ア) 派遣時の同意 本事業では、対象者からの支援の希望を受けて派遣が開始されるが、派遣開始に当たっては、事前に対象者の同意を得た上で調整を開始することに留意する。</p> <p>(イ) 事故等への対応 派遣時の事故等につき、発生時の対応及び報告体制を整えておくことに留意する。</p>

ひきこもり地域支援体制の事例（熊本県）

- 熊本県は、ひきこもり地域支援センターが、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関（県内のすべての市町村に設置）と連携し、ひきこもり者や家族への相談支援やひきこもり支援に関する技術的助言を実施。ひきこもり期間が長期化したり、障害や疾患が疑われる場合は、市町村の保健師等との連携を推進。
- 同制度の就労準備支援事業も全県下を対象に実施しており、ひきこもり者への支援において連携した支援を実施。
- 県社会福祉協議会と連携し、県内の自立相談支援機関や精神保健福祉分野の相談支援従事者等を対象に、「ひきこもり支援」等について研修を実施。
- 居場所を毎週開設（平成28年度から女子会も開設）し、市町村単位でも家族交流会や居場所づくりを推進。
- 10か所の保健所圏域ごとに年20回の出張相談会を実施。

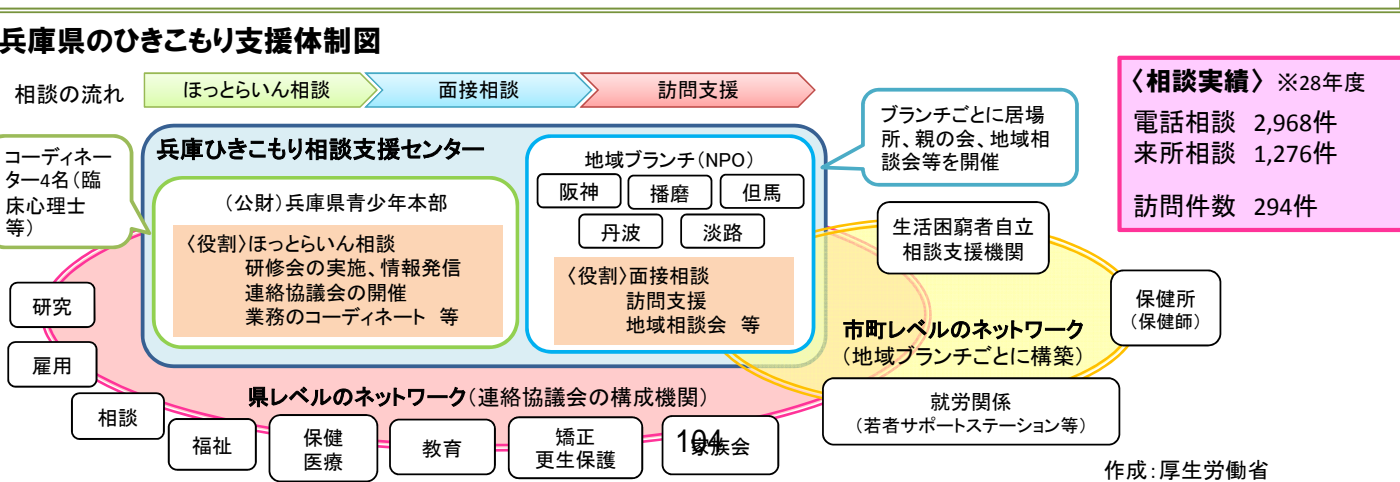
熊本県のひきこもり支援体制図



ひきこもり地域支援体制の事例（兵庫県）

- 兵庫県は、「兵庫ひきこもり相談支援センター」として、ひきこもり者や家族からの電話相談窓口「ほっとらいん相談」を（公財）兵庫県青少年本部で実施するほか、県内5箇所ではひきこもり支援を行うNPO法人に「地域ランチ」として委託し運営している。
- ほっとらいん相談や地域ランチに寄せられた相談のうち、面接での相談が適切なケースについては予約制で面接相談を実施している。訪問支援については、必要に応じて地域ランチが実施している。
- 連絡協議会では、代表者会を年1回、実務者会（研修会）を年4回開催し、県レベルでの支援連携ネットワークを構築するとともに、地域ランチでは、市町レベルでの地域連携ネットワークを構築している。
- 地域ランチでは、地域相談会を開催し、ひきこもり者や家族、地域の支援者へ情報提供するとともに、個別相談会を実施している。また、ランチでは、「居場所」や「親の会」等を設置しているところもあり、それぞれ特長のある取組を実施している。

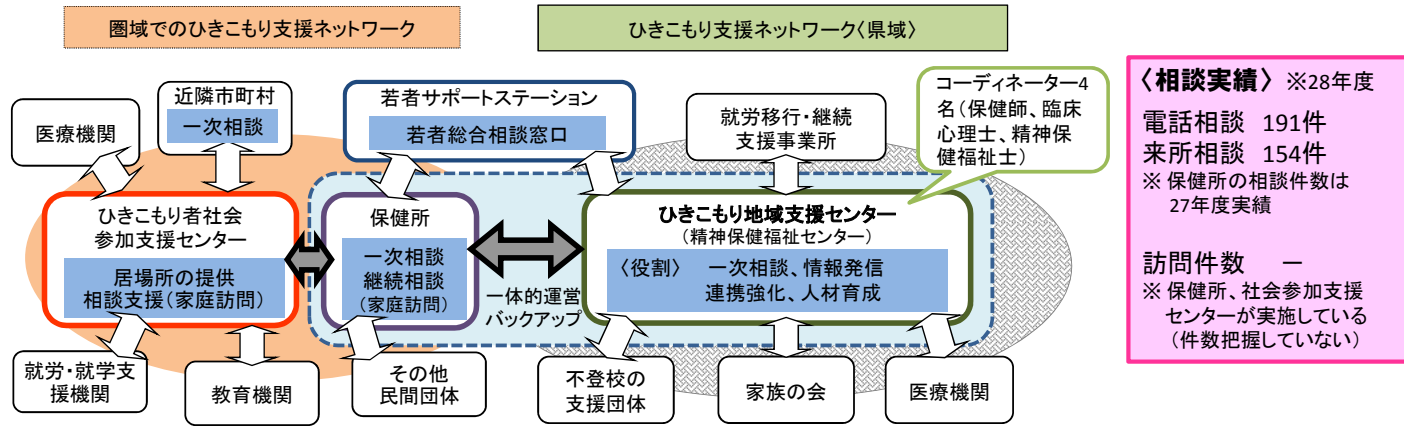
兵庫県のひきこもり支援体制図



ひきこもり地域支援体制の事例（和歌山県）

- 和歌山県は、保健所と精神保健福祉センターを一体的に「ひきこもり地域支援センター」として運用しており、精神保健福祉センターは保健所やひきこもり者社会参加支援センターのバックアップ機能も担っている。
- 各市町村に、ひきこもりに関する一次相談および継続相談機能を位置づけるように求めている。
- さらに、ひきこもり者に対する居場所の提供、相談支援（家庭訪問）、就労支援等を行うことにより、ひきこもり者の社会参加を支援するために、県内4市に「ひきこもり者社会参加促進センター」を設置している。（保健所設置7圏域中、4圏域に設置）
- 県内に3箇所ある若者サポートステーションが、県の若者総合相談窓口「With You」を受託しており、若者の総合相談窓口としてひきこもりの相談も受けている。

和歌山県のひきこもり支援体制図

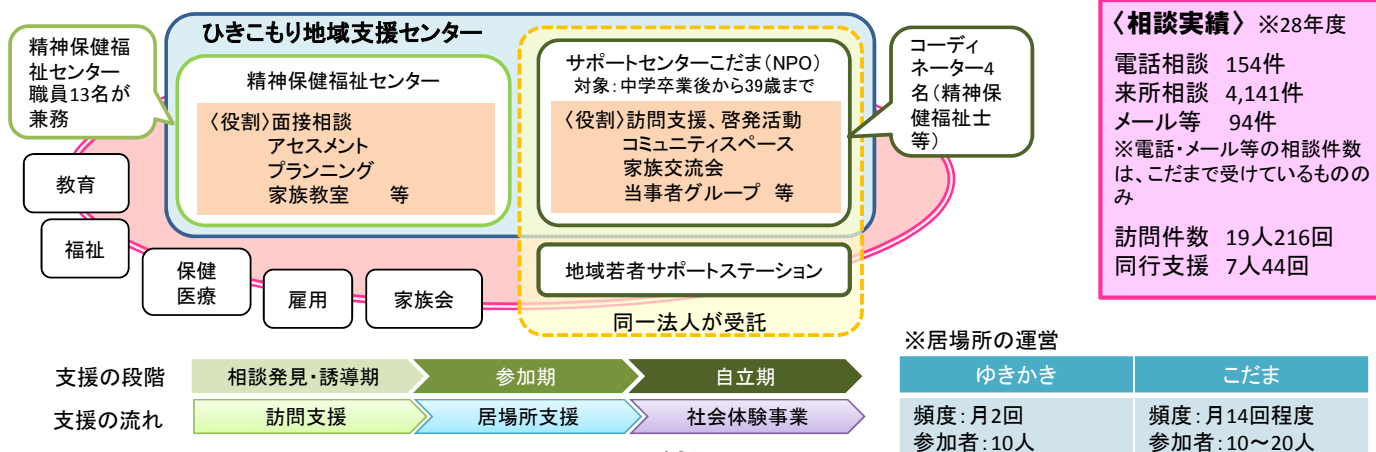


作成:厚生労働省

ひきこもり地域支援体制の事例（浜松市）

- 浜松市は、精神保健福祉センター（以下、センター）とNPO法人遠州精神保健福祉をすすめる市民の会（E-JAN）が官民協働により、一体的に「ひきこもり地域支援センター」を運営している。
- 精神保健福祉センターでは、主に家族および当事者の面接相談、教育研修として家族教室や支援者研修を実施している。E-JANは、「ひきこもりサポートセンターこだま」（以下、こだま）として、訪問支援および居場所支援、啓発事業を中心に実施している。
- 職員の専門性を確保するために、センターでは週1回程度、センターとこだま合同で月1回程度の割合で事例検討会を開催している。関係機関に対しては、年1回支援者向けの研修会を実施している。
- 2つの居場所を運営しており、合計月16回程度開催している。

浜松市のひきこもり支援体制図



作成:厚生労働省

寄り添い型相談支援事業 コール実績（相談内容別）

単位：件

	平成27年度	平成28年度	内訳	
			被災地以外全国	被災地
			生活の悩み全般	8,907,969 (76.8%)
自殺予防の相談	1,439,236 (12.4%)	1,368,941 (12.2%)	1,257,285 (11.8%)	111,656 (19.3%)
性暴力やDVなどの女性の相談	568,040 (4.9%)	565,635 (5.0%)	516,992 (4.9%)	48,643 (8.4%)
外国語による相談	50,700 (0.4%)	42,300 (0.4%)	37,729 (0.4%)	4,571 (0.8%)
セクシャルマイノリティの方のための相談	376,358 (3.2%)	310,654 (2.8%)	299,477 (2.8%)	11,177 (1.9%)
広域避難者支援	49,994 (0.4%)	47,614 (0.4%)	47,614 (0.4%)	—
被災地若年女性支援 ※平成27年度～	7,020 (0.1%)	20,858 (0.2%)	—	20,858 (3.6%)
その他	208,300 (1.8%)	211,809 (1.9%)	181,441 (1.7%)	30,368 (5.2%)
合計	11,607,617	11,203,670	10,624,534	579,136

※その他はエラーコール数である。

(注)コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話できた数(接続完了数)は、平成28年度全国ベースで 243,217件である。

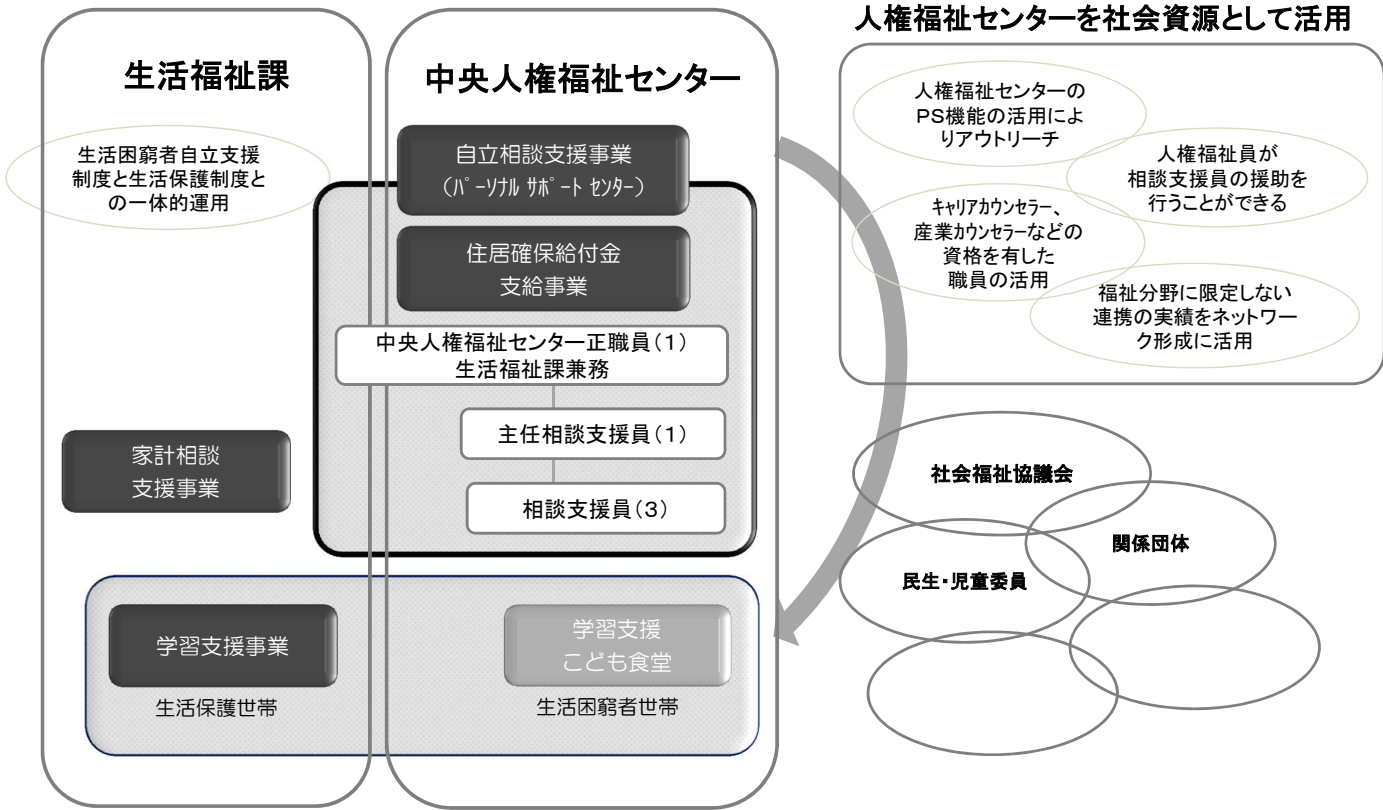
平成28年度寄り添い型相談支援事業 コール実績（都道府県別）

単位：件

	総呼数		総呼数
北海道	482,781	大阪府	752,195
青森県	85,965	京都府	216,684
秋田県	59,506	滋賀県	123,441
岩手県	82,155	奈良県	93,490
宮城県	352,231	和歌山県	33,866
山形県	191,886	兵庫県	305,823
福島県	137,575	岡山県	222,302
新潟県	271,550	広島県	322,232
長野県	100,213	島根県	131,222
群馬県	208,777	鳥取県	20,759
栃木県	236,181	山口県	99,897
茨城県	399,136	香川県	96,514
東京都	1,413,858	徳島県	69,365
神奈川県	665,348	高知県	33,225
千葉県	494,607	愛媛県	84,487
埼玉県	625,855	福岡県	303,632
山梨県	58,711	佐賀県	26,168
愛知県	708,094	長崎県	140,019
静岡県	415,907	熊本県	177,218
岐阜県	105,266	大分県	115,300
三重県	181,331	宮崎県	120,684
富山県	156,535	鹿児島県	112,704
石川県	63,606	沖縄県	60,698
福井県	41,813	その他	2,858
	106	合計	11,203,670

(注)コール数とは架電数のことであり、うち受電して通話できた数(接続完了数)は、平成28年度全国ベースで 243,217件である。

鳥取市の生活困窮者自立支援事業の全体像



成年後見制度利用促進基本計画のポイント

- ・成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき策定
- ・計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)
- ・工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進 ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定
- ・計画に盛り込まれた施策の進捗状況の把握・評価等

(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善

- ・財産管理のみならず、意思決定支援・身上保護も重視
- ・適切な後見人等の選任、後見開始後の柔軟な後見人等の交代等
- ・診断書の在り方の検討

(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ・権利擁護支援が必要な人の発見と早期からの相談
- ・後見人等を含めた「チーム」(注1)による本人の見守り
- ・「協議会」等(注2)によるチームの支援
- ・地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関の必要性

- ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等)
- ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等)
- ・利用促進(マッチング)機能
- ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等)
- ・不正防止効果

(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和

- ・後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策の検討
(預貯金の払戻しについての後見監督人等の関与を可能とする仕組み)

注1: 福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制

注2: 福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組み

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
- (2) 計画の対象期間は概ね5年間を念頭(平成29年度～33年度)。
- (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国におおてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

総合的かつ計画的に講ずべき施策

<p>(1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善 －制度開始時・開始後における身上保護の充実－</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者と障害者(本人)の特性に応じた意思決定支援を行うための指針の策定等に向けた検討や、検討の成果を共有・活用する。 ○本人の意思・身上に配慮した後見事務を適切に行うことのできる後見人等を家庭裁判所が選任できるようにするための仕組みを検討する。 ○本人の権利擁護を十分に図る観点から、後見人等の交代を柔軟に行うことを可能とする環境を整備する。 ○後見・保佐・補助の判別が適切になされるよう、医師が本人の置かれた家庭的・社会的状況も考慮しつつ適切な医学的判断を行える、診断書等の在り方を検討する。
<p>(2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○以下の3つの役割を果たす地域連携ネットワークの整備を進める。 <ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援の必要な人の発見・支援 ・早期の段階からの相談・対応体制の整備 ・意思決定支援・身上保護を重視した後見活動を支援する体制の構築 ○地域連携ネットワークの基本的仕組み <ul style="list-style-type: none"> ・「チーム」対応(福祉等の関係者と後見人等がチームとなって本人を見守る体制の整備) ・「協議会」等(福祉・法律の専門職団体が協力して個別のチームを支援する仕組みの整備) ■地域連携ネットワークの整備・運営の中核となる機関が必要。 <ul style="list-style-type: none"> ◎地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき具体的機能等 <ul style="list-style-type: none"> ・広報機能(権利擁護の必要な人の発見、周知・啓発等) ・相談機能(相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等) ・利用促進(マッチング)機能 ・後見人支援機能(チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等) ・不正防止効果 ◎中核機関の設置・運営形態 <ul style="list-style-type: none"> ・設置の区域:市町村の単位を基本とする。(複数の市町村での設置も検討) ・設置の主体:市町村の設置が望ましい。(委託等を含め地域の実情に応じた柔軟な設置) ・運営の主体:市町村による直営又は委託など(業務の中立性・公正性の確保に留意) <p>※専門職団体は、地域連携ネットワーク及び中核機関の設置・運営に積極的に協力</p>

総合的かつ計画的に講ずべき施策

<p>(3) 不正防止の徹底と利用しやすさとの調和 －安心してできる環境整備－</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○現行の後見制度支援信託に並立・代替する新たな方策(預貯金の適切な管理、私戻方法等)を検討する。 ○今後の専門職団体の対応強化等の検討状況を踏まえ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。 ○移行型任意後見契約における不適切事例については、地域連携ネットワークでの発見・支援とともに、実務的な対応を検討する。
<p>(4) 制度の利用促進に向けて取り組むべきその他の事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○任意後見契約のメリット等の周知、相談対応を進める。 ○成年後見制度利用に係る費用助成について、各市町村において、国の補助制度の活用や、国が明らかにしている助成対象の取扱いを踏まえた対応を検討する。(例えば保佐・補助や本人申立て等の取扱い) ○市町村は国の計画を勘案して市町村計画の策定に努める。
<p>(5) 国、地方公共団体、関係団体等の役割</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村の役割:中核機関の設置、地域連携ネットワークの段階的整備等 ○都道府県の役割:広域的見地からの市町村の支援等 ○国の役割:財源を確保しつつ国の予算事業の積極的な活用を促す、先進的な取組例の紹介など ※関係団体(福祉関係者団体・法律関係者団体)の積極的な協力が重要
<p>(6) 成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○医療や福祉関係者等の合意を得ながら、医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を、指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう、できる限り速やかに検討する。
<p>(7) 成年被後見人等の権利制限に係る措置の見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○成年後見人等の権利に制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)について検討を加え、速やかに必要な見直しを行う。
<p>(8) 死後事務の範囲等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○平成28年10月に施行された改正法の施行状況を踏まえつつ、事務が適切に行われるよう必要に応じて検討を行う。

成年後見制度利用促進基本計画の工程表

		29年度	30年度	31年度※	32年度	33年度
I	制度の周知	パンフレット、ポスターなどによる制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感できる制度の運用 ・適切な後見人等の選任のための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に応じた意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任のための検討の促進		新たな運用等の開始、運用状況のフォローアップ		
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワークづくり ・市町村による中核機関の設置 ・地域連携ネットワークの整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネットワーク構築支援(各地域の取組例の収集・紹介、試行的な取組への支援等)			相談体制の強化、地域連携ネットワークの更なる構築	
V	不正防止の徹底と利用しやすさの調和 ・金融機関における預貯金等管理に係る自主的な取組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組のための検討の促進		取組の検討状況・地域連携ネットワークにおける不正防止効果を踏まえたより効率的な不正防止の在り方の検討		
		専門職団体等による自主的な取組の促進				
VI	成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等の検討	医療・介護等の現場において関係者が対応を行う際に参考となる考え方の整理			参考となる考え方の周知、活用状況を踏まえた改善	
VII	成年被後見人等の権利制限の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の措置について法制上の措置等 目途：平成31年5月まで				

施策の進捗状況については、随時、国において把握・評価し、必要な対応を検討する。

※基本計画の中間年度である平成31年度においては、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。